

第4章 施策の展開

◆ 施策の体系

主要施策1 高齢者の社会参加の促進と健康寿命の延伸

施策の柱 (1) 生きがいづくりや社会参加の促進

各種事業

- ① 老人福祉センター事業の実施 (P47)
- ② 老人クラブへの活動支援 (P48)
- ③ シルバーカレッジの開催 (P48)
- ④ ライフステージ・ライフスタイルに対応した学習機会の充実 (P48)
- ⑤ いきいき農園 (P49)
- ⑥ 就労支援講座等の開催 (P49)
- ⑦ ボランティアの社会的役割や重要性等の啓発 (P50)
- ⑧ シルバー人材センター (P51)
- ⑨ 敬老会・敬老祝金等 (P51)

施策の柱 (2) 疾病の予防と早期発見

各種事業

- ① 各種検診の実施と受診勧奨 (P52)
- ② 高齢者の予防接種 (P53)
- ③ 特定健康診査等（被保護者健康管理支援事業含む） (P53)

施策の柱 (3) 健康づくりの推進

各種事業

- ① 健康相談 (P54)
- ② 健康教育 (P54)
- ③ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施 (P55)
- ④ 高齢者の健康づくりの支援（健康教室） (P55)

主要施策2 地域で安心して暮らせる支援体制の充実と介護予防の推進

施策の柱 (1) 地域で支え合う活動の推進

各種事業

- ① 民生委員・児童委員の活動支援 (P56)
- ② ボランティア活動の支援 (P57)
- ③ 福祉推進員の育成・活動支援 (P57)
- ④ 介護支援ボランティア制度 (P57)
- ⑤ 高齢者の居場所づくり事業 (P58)
- ⑥ ふれあいサロン事業 (P58)
- ⑦ 地域包括支援ネットワークの推進 (P59)
- ⑧ 生活支援体制の整備 (P59)
- ⑨ 福祉教育・福祉体験活動 (P60)
- ⑩ 消費生活講座の開催 (P60)

施策の柱 (2) 地域包括支援センターの体制強化と住民主体による介護予防活動の推進

各種事業

- ① 地域包括支援センター (P61)
- ② 地域住民が主体的に取り組む介護予防活動の推進 (P62)
- ③ 介護予防・生活支援サービス事業（多様な担い手による日常生活支援の充実） (P63)

施策の柱 (3) 地域ケア会議の推進

各種事業

- ① 市レベルの地域ケア会議 (P64)
- ② 地区レベルの地域ケア会議 (P64)
- ③ 個別レベルの地域ケア会議 (P64)

施策の柱 (4) 生活支援の推進

各種事業

- ① 訪問理美容サービス事業 (P65)
- ② ふれあい収集 (P65)
- ③ 緊急通報システム (P66)
- ④ 救急医療情報キットの配布 (一人暮らしの高齢者等の安心生活支援事業) (P66)
- ⑤ 紙おむつ等配付事業 (その他在宅サービス) (P67)
- ⑥ セーフティネット住宅の登録推進 (P67)

施策の柱 (5) 災害・感染症等対策の整備

各種事業

- ① 災害時要援護者避難制度の実施 (P68)
- ② 福祉避難所となる施設との連携強化 (P69)
- ③ 高齢者施設における災害・感染症対策等の推進 (P69)
- ④ 介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム) の長寿命化 (修繕) 支援 (P70)

主要施策3 介護サービスや住まいなどの基盤整備

施策の柱 (1) 介護保険に関する周知啓発

各種事業

- ① 広報媒体等を活用した積極的なPR (P71)
- ② 出張講座等による介護保険制度の積極的な周知 (P72)
- ③ 越谷市まちかど介護相談薬局の指定推進 (P72)

施策の柱 (2) 要介護認定の推進

各種事業

- ① 認定調査員研修の充実 (P73)
- ② 認定審査会委員研修の充実 (P73)
- ③ 認定審査体制の充実 (P74)

施策の柱 (3) 介護サービスの基盤整備

各種事業

- ① 居宅サービス・居宅介護予防サービスの充実 (P75)
- ② 地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービスの充実 (P76)
- ③ 介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム) の充実 (P76)
- ④ 介護老人保健施設の充実 (P77)
- ⑤ 軽費老人ホーム (ケアハウス) の運営支援 (P77)
- ⑥ 養護老人ホーム (P78)
- ⑦ 特定施設入居者生活介護の充実 (P78)

施策の柱 (4) 居住環境の整備

各種事業

- ① 住宅改修の推進 (P79)
- ② 住宅型有料老人ホームの充実 (P79)
- ③ サービス付き高齢者向け住宅の充実 (P80)

施策の柱 (5) 保険料・利用料の軽減

各種事業

- ① 保険料の負担軽減 (P81)
- ② 居宅サービス利用者の負担軽減 (P81)
- ③ 施設利用者の食費・居住費の軽減 (特定入所者介護サービス費) (P82)
- ④ 高額介護サービス費の支給 (P82)
- ⑤ 高額医療合算介護サービス費の支給 (P82)
- ⑥ グループホーム家賃等助成 (P83)

施策の柱 (6) サービスの質的向上のためのシステムの充実

各種事業

- ① 保険者及び事業者等の情報交換の充実 (P84)
- ② 福祉保健オンブズパーソン制度の周知 (P84)
- ③ 介護サービス相談員派遣事業の充実 (P85)
- ④ 介護給付費適正化の推進 (P86)
- ⑤ 事務手続きの改善による負担の軽減 (P87)
- ⑥ 介護保険施設・サービス事業所への指導監査の充実 (P87)
- ⑦ 介護保険サービス外の施設等への指導監査 (P88)
- ⑧ 第三者評価の受審促進 (P88)

主要施策4 介護人材の確保・育成

施策の柱 (1) 介護従事者等の確保、質の向上

各種事業

- ① 介護職の魅力啓発 (P89)
- ② 介護支援専門員への支援 (P89)
- ③ 外国人介護人材の養成・育成支援事業 (P90)
- ④ 介護従事者などに対するケアシステムの推進 (P90)

主要施策5 医療と介護の連携

施策の柱 (1) 在宅医療の推進

各種事業

- ① 在宅医療・かかりつけ医等の普及啓発 (P91)
- ② 訪問看護系サービスの充実 (P92)
- ③ 人生会議（ACP：アドバンス・ケア・プランニング）の普及 (P93)

施策の柱 (2) 多職種による連携の強化

各種事業

- ① 医療と介護の連携拠点の機能充実 (P94)
- ② 専門職の資質の向上と多職種の関係強化 (P94)
- ③ 情報共有・提供体制の整備 (P95)
- ④ 救急情報提供書の周知 (P95)

施策の柱 (3) 地域医療構想を踏まえたサービス提供体制

各種事業

- ① 在宅療養等の場となる施設整備 (P96)
- ② 在宅支援のためのリハビリ提供体制の充実 (P96)

主要施策6 認知症と共に生きる施策の推進

施策の柱 (1) 認知症の早期診断・早期対応への支援

各種事業

- ① 認知症に対する支援体制の推進 (P97)
- ② 情報の提供 (P98)

施策の柱 (2) 権利擁護事業の充実

各種事業

- ① 成年後見事業の充実 (P99)
- ② 成年後見制度の利用支援事業の推進 (P100)
- ③ みまもり・あんしん事業 (P100)

施策の柱 (3) 認知症の人と家族介護者に対する支援の充実

各種事業

- ① 家族介護支援事業の充実 (P101)
- ② 認知症理解のための講座・講演会の実施 (P102)
- ③ 認知症サポーター活動の促進 (P103)
- ④ 生活支援短期宿泊事業の実施 (P103)
- ⑤ 在宅介護者福祉手当 (P104)
- ⑥ オレンジカフェの設置 (P104)

【注】次頁以降の各種事業の見方

ポイント 事業名、担当課（部署）名のほか、事業概要を掲載

① 成年後見事業の充実 <地域包括ケア課 障害福祉課>

成年後見制度が、身近なものとして活用されるよう、制度の周知や利用啓発、個別相談への対応を行います。

地域に住む身近な存在として、利用者と同じ目線できめ細かな支援ができる市民後見人を養成するとともに、継続的な研修や活動支援を行います。

具体的な取り組み

関連機関と連携して権利擁護支援を行うためのネットワークを構築し、中核となる機関を整備します。また、関連機関と地域の課題を検討・調整・解決するため会議（協議会）を開催します。

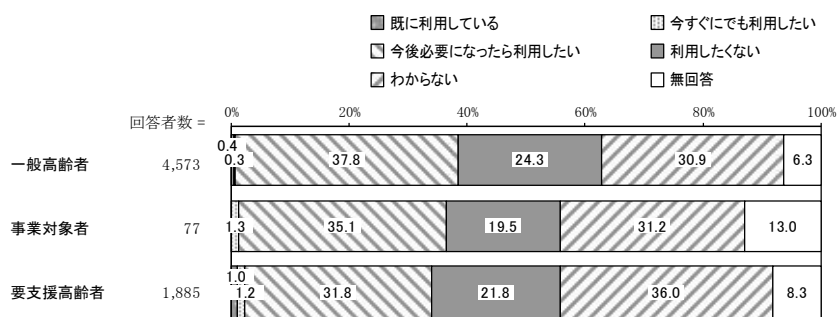
高齢化の進行等により、制度の利用者の増加が見込まれており、市民後見人養成研修の受講者数を増やすため、研修期間の検討など、参加しやすいものとします。

ポイント 第8期計画期間に取り組む内容などを掲載

アンケートから

一般高齢者、事業対象者、要支援高齢者とも成年後見制度を「今後必要になったら利用したい」と回答した人が3割を超えており、今後も市民後見人の養成が求められます。

【成年後見制度を利用したい人の割合】



ポイント 各種アンケート調査結果を掲載（任意掲載）

■数値目標

ポイント 事業を実施する担当課が掲げる数値目標（任意掲載）

指 標	現状（令和元年度）	令和5年度目標
市民後見人の新規受任件数	3 件（年間）	4 件（年間）

主要施策1 高齢者の社会参加の促進と健康寿命の延伸

高齢者が健康で生きがいを持って充実した日常生活を送るためには、地域や社会とのかかわりを保つことが重要です。高齢者が社会の一員として生きがいをもって活躍できるよう、これまで培った知識や経験、技術を生かせる場や、安全で気軽に社会参加できる環境をつくり、元気に過ごせる期間である「健康寿命」を伸ばすことが求められています。

(1) 生きがいづくりや社会参加の促進

地域や社会とのかかわりを維持するために、高齢者の憩いの場・生きがいづくりの場を提供することが重要です。多様な事業を展開することで、高齢者と地域等とがかかわる機会を設けます。

▼各種事業

① 老人福祉センター事業の実施 <地域共生推進課>

高齢者に憩いと安らぎの場を提供することで、高齢者福祉の増進を図るため、市内に4館の老人福祉センター（けやき荘、くすのき荘、ゆりのき荘、ひのき荘）を設置し、運営しています。

高齢者が健康で生きがいのある生活を送ることができるよう、老人福祉センター4館において、市内在住の60歳以上の方などを対象として、健康や生活に関する相談に応じるとともに、健康増進や教養の向上、レクリエーション活動の場などを提供します。

具体的な取り組み

より多くの高齢者に老人福祉センターを利用してもらえるよう、各種講座等の内容充実に努めます。

■数値目標

指 標	現状（令和元年度）	令和5年度目標
老人福祉センター利用者数	295,360人（年間）	300,000人（年間）
老人福祉センター設置数	4力所	4力所

【注】・各種事業には、高齢者保健福祉の推進のため、本市の関係各課が取り組む事業のほか、地域福祉の推進において、本市と関係のある越谷市社会福祉協議会が取り組む事業も掲載

② 老人クラブへの活動支援 <地域共生推進課>

老人クラブは、市内在住の 60 歳以上の方を対象とした地域を基盤とする自主的な組織です。概ね 20 名以上で組織されています。

各地区の高齢者が自主的に集まり、社会奉仕やボランティア活動等を通じて生きがいを高める老人クラブの活動に対し支援をします。

具体的な取り組み

越谷市老人クラブ連合会を通じて、各地区の老人クラブに対し、会員数に応じて補助金を交付し、クラブの育成、活動支援を行います。

また、近年、会員の高齢化に伴い、会員数が減少していることから、会員数増加に向け広報紙等を通じて、老人クラブの活動を周知します。

③ シルバーカレッジの開催 <地域共生推進課>

高齢者の生きがいづくりや社会参加のきっかけとなるよう、埼玉県立大学及び文教大学、越谷市社会福祉協議会、越谷市老人クラブ連合会との共催により市内在住の 60 歳以上の方を対象とした高齢者大学を開催します。

具体的な取り組み

より魅力的な講座とするために、講座内容について、ボランティア活動や介護予防に資するもののほか、受講者間の交流や仲間づくりにつながるものなど高齢者の生きがいや社会参加のきっかけとなるよう、講座内容の充実に努めます。

④ ライフステージ・ライフスタイルに対応した学習機会の充実 <教：生涯学習課>

いつでも、どこでも、だれもがライフステージ・ライフスタイルに応じて主体的に学ぶことができるよう、地域の特性を生かしながら公民館で高齢期の各種学級・講座を開催し、学習活動を支援します。

具体的な取り組み

生涯学習活動の拠点施設である公民館において、地域の人々の学習ニーズを把握し、高齢期を対象とした各種学級・講座を実施するなど、地域の特性を生かしながら市民が自主的に参加できる学習機会の充実に努めます。

⑤ いきいき農園 <地域共生推進課>

農作業を通じて収穫の喜びを味わい、利用者相互の交流と親睦を深めることにより、高齢者の生きがいと健康増進を図るため、市内在住の 60 歳以上の方に農地を貸し出します。

具体的な取り組み

各農園において、班を編成し定期的に共有スペースの除草を行うなど、利用者間の交流を図ります。また、貸し農園の利用辞退の申し出があった場合など、適切な利用の促進に努めます。

⑥ 就労支援講座等の開催 <経済振興課>

就労に取り組むことは、高齢者にとって最大の生きがいづくり・健康づくりになるものと考えられ、高齢者の就業支援の一環として、ミドル・シニアのための「就職支援セミナー」を開催します。

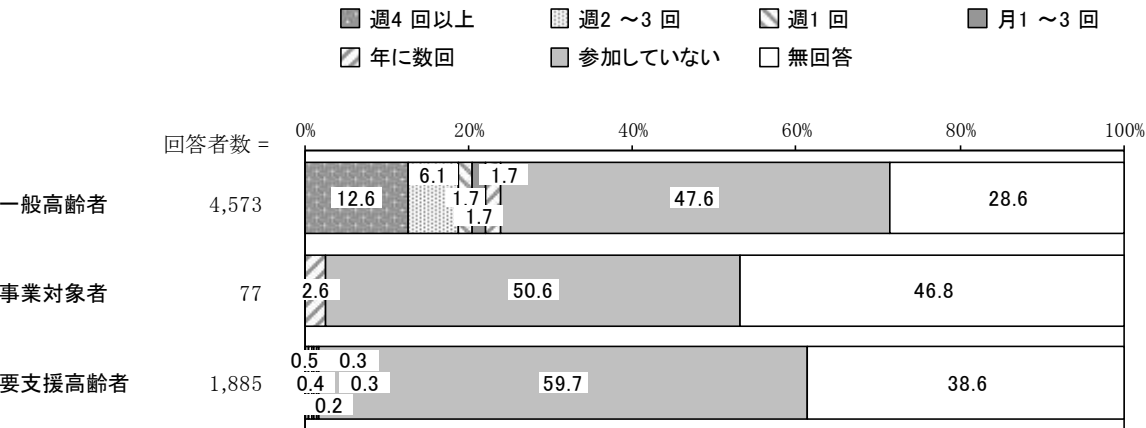
具体的な取り組み

セミナーの受講者数を増やすため、広報紙・ホームページだけでなく、他施設等へもPRを行い、今後もセミナーの開催に取り組んでいきます。

アンケートから

アンケート調査（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査）の結果をみると、一般高齢者では収入のある仕事に週4回以上参加しているという回答は、1割強で、半数近くが「参加していない」と回答しています。

【収入のある仕事に参加していますか】



⑦ ボランティアの社会的役割や重要性等の啓発 <社会福祉協議会>

高齢者に、生きがいのみならず地域のまちづくりにおけるボランティア活動やNPO活動の意義や役割等について啓発するとともに、活動への参加を促進します。

具体的な取り組み

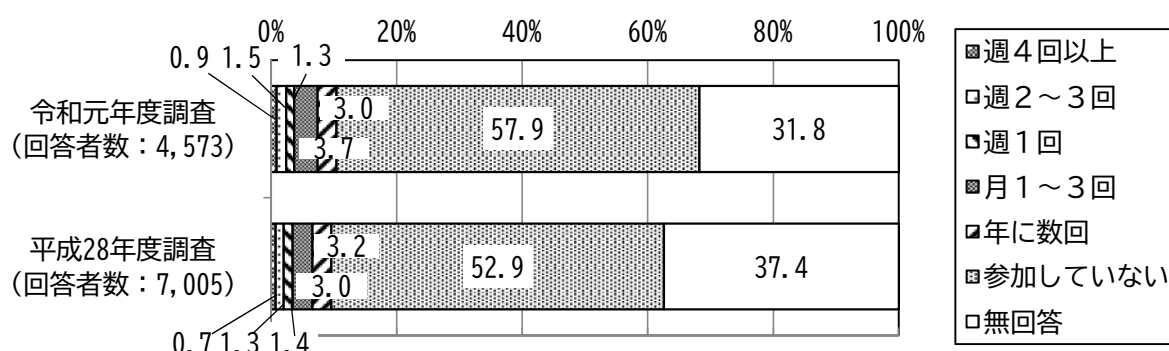
シルバーカレッジ等の機会を捉えて、「地域福祉」の担い手についての啓発を行い、高齢者の理解を深めます。

また、ボランティア活動のきっかけづくりとして各種ボランティア講座を開催します。

アンケートから

アンケート調査（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査）の結果を、平成28年度の調査結果と比べてみると、一般高齢者では、ボランティアのグループに「参加していない」との回答が増加しており、課題がうかがえます。

【ボランティアのグループに参加していますか】



⑧ シルバー人材センター ＜経済振興課（産業雇用支援センター）＞

高齢者の定年退職後における臨時的・短期的な就業の機会を確保し、組織的に提供するシルバー人材センターについて、会員組織活動の強化や受注の拡大、まちづくり・地域づくりと連携した新しい職種の開拓とそれに向けての技能講習の充実を図ります。

具体的な取り組み

就業を通じた高齢者の生きがいや社会参加の支援・促進の観点から、入会説明会の周知の強化に努め、今後とも事業を継続実施していきます。

■数値目標

指 標	現状（令和元年度）	令和5年度目標
シルバー人材センター会員登録者数	1,327 人（累計）	1,370 人（累計）

⑨ 敬老会・敬老祝金等 ＜地域共生推進課＞

多年にわたって社会に貢献してきた高齢者を敬愛し、長寿を祝うことを目的に、越谷市社会福祉協議会及び越谷市施設管理公社との共催により敬老会を開催します。また、敬老祝金、敬老記念品を贈呈します。

具体的な取り組み

今後の高齢者人口の推移を注視しつつ敬老会や敬老祝金等を実施していきます。

(2) 疾病の予防と早期発見

高齢者の健康の保持増進のためには、疾病を予防するだけでなく、病気の兆候を早期に発見して対応することが必要です。自身の気がつかないうちに進行しがちな生活習慣病のリスクを早期に発見して、専門家の指導の下で生活習慣や食生活習慣の改善に努めることができるよう、検（健）診の機会を提供します。

▼各種事業

① 各種検診の実施と受診勧奨 <健康づくり推進課>

各種がん検診、歯周病検診、骨粗しょう症検診、肝炎ウイルス検診等を実施するとともに、がんや歯科口腔保健、生活習慣病予防のための講演会、教室等を開催して、知識の普及・啓発や生活習慣の改善のための指導を行います。

検診対象者への受診勧奨及び受診後の精密検査受診状況を把握し、未受診者に対する受診勧奨を行います。

また、寝たきり等の高齢者に対して、在宅訪問歯科保健事業による健診を行います。

具体的な取り組み

国の「がん検診事業評価のあり方」における対象者の考え方が変更されています。新しい考え方に沿い、受診率の向上のためナッジ理論を活用した受診勧奨を行い、引き続き事業を実施していきます。

■数値目標

指 標	現状（令和元年度）	令和5年度目標
がん検診受診率	9.9%（年間）	11.9%（年間）

② 高齢者の予防接種 ＜健康づくり推進課＞

高齢者インフルエンザ予防接種、高齢者肺炎球菌予防接種を実施します。また、健康教育等の機会に病気の予防や予防接種の重要性について啓発していきます。

具体的な取り組み

接種率は少しずつ向上しているものの、国の目標値（50％）には達しておらず、課題となっています。今後とも、予防接種法に基づき、広報紙・保健ガイド等を活用して、対象者への周知に一層取り組み、事業を継続します。

■数値目標

指 標	現状（令和元年度）	令和5年度目標
高齢者インフルエンザ予防接種の接種率	42.9％（年間）	50.0％（年間）

③ 特定健康診査等（被保護者健康管理支援事業含む）＜国保年金課 健康づくり推進課 生活福祉課＞

生活習慣病の早期発見と介護予防のため、国民健康保険加入者、後期高齢者医療加入者、医療保険未加入者に対して特定健康診査等を実施します。寝たきり等の高齢者については、訪問による健診を行います。特定健康診査の結果、特定保健指導の対象となった人（国民健康保険加入者）に、生活習慣の改善を促し、自ら進んで実践できるよう、生活習慣病予防の指導を行います。

具体的な取り組み

生活習慣病の早期発見と介護予防のために重要な事業であり、対象者への受診勧奨方法を工夫して受診率の一層の向上を図りながら継続していきます。また、平成30年の生活保護法改正により「被保護者健康管理支援事業」が創設され、令和3年1月より必須事業として実施されることとなりました。

満40歳以上の生活保護受給者について、家庭訪問時等に担当ケースワーカーが対象者に受診勧奨を行います。

■数値目標

指 標	現状（令和元年度）	令和5年度目標
特定健康診査受診率	41.9％（年間）	60.0％（年間）
後期高齢者医療健康診査受診率	38.6％（年間）	40.0％（年間）
被保護者健康診査受診率	11.8％（年間）	15.0％（年間）

(3) 健康づくりの推進

「いきいき越谷 21」による取り組みを中心に、市民が自分の健康管理について関心を持ち、自らの健康の保持増進を図れるよう支援するため、身近な相談の場やスポーツ教室等を推進します。

高齢者一人ひとりが意識的に体を動かすことや、健康づくりについて学習することに加え、介護予防の取り組みとしてフレイルを早期に発見し、進行の予防に努めます。

▼各種事業

① 健康相談 <健康づくり推進課>

保健センター、老人福祉センター等で専門職（保健師・管理栄養士・理学療法士・作業療法士等）による健康相談を実施します。

また、必要に応じて各種健（検）診の事後または各種健康教室の中で、個別の相談を受け付けて、指導及び助言を継続的に実施します。

具体的な取り組み

「健康寿命の延伸」に向けた生活習慣病の発症及び重症化予防、心身機能の維持向上を図るため専門職による相談が可能であることを広報紙・保健ガイド等で周知し、健康相談の利用の促進等、健康増進法に基づいて事業を継続的に実施します。

② 健康教育 <健康づくり推進課>

生活習慣病予防セミナーや健康体操教室、食生活改善推進員による食生活改善健康づくり推進事業など、市民のライフステージ・ライフスタイルに応じた健康教育の取り組みを実施し、高齢者自身が主体的に取り組むことを支援します。

また、骨、関節、筋肉など体を支えたり動かしたりする運動器が衰えて介護を必要とするリスクが高い状態である「ロコモティブシンドローム」についての健康教育を実施し、運動器の機能向上を図ります。

具体的な取り組み

健康づくり事業に多くの市民が参加していますが、新規参加の促進のため、PR方法や内容、及び健康増進法に基づく事業の見直しを検討しつつ継続します。

■数値目標

指 標	現状（令和元年度）	令和5年度目標
健康づくり事業参加者数（65 歳以上）	5,384 人（年間）	5,500 人（年間）

③ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施 <国保年金課 健康づくり推進課 地域包括ケア課>

高齢者に対し、フレイルなどの心身の多様な課題に対応するため、運動、口腔、栄養、社会参加などの観点から高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を推進します。

具体的な取り組み

高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を効率的かつ効果的に進めるため、KDBシステムを活用し、医療レセプトや特定健康診査等に係るデータ、要介護認定情報等から地域の健康課題を分析します。

また、健康課題等の分析結果を活用し、介護予防・フレイル対策や生活習慣病等の疾病予防・重症化予防、就労・社会参加支援を一体的に実施する仕組みを構築していきます。

④ 高齢者の健康づくりの支援（健康教室）<教：スポーツ振興課>

高齢者の健康の保持・増進や生きがいづくりのため、無理なく参加できるスポーツ教室（65歳からのいきいき元気教室など）の開催など、高齢者の体力・健康づくりに努めます。

また、スポーツ・レクリエーション活動を始めるきっかけづくりに取り組みます。

具体的な取り組み

高齢者の健康の保持・増進や生きがいづくりのための重要なきっかけづくりであることから、体育施設に来場できない方への教室も出張講座として行うなど、今後も開催を継続していきます。

■数値目標

指 標	現状（令和元年度）	令和5年度目標
高齢者向け教室参加者数	192 人（年間）	220 人（年間）

主要施策２ 地域で安心して暮らせる支援体制の充実と介護予防の推進

少子高齢化や地域のつながりの希薄化が進行する中、高齢者をはじめとするすべての地域住民が住み慣れた地域で安心して自立した生活が続けるためには、それを支える「地域共生社会の実現」が必要です。

一人暮らしの高齢者や高齢者のみ世帯が増加する中で、多様なニーズに的確に対応することができるよう、必要とされるサービスの推進が求められています。

(1) 地域で支え合う活動の推進

地域共生社会では、地域住民の相互の支え合いによる「互助」の取り組みを通して、支援が必要な人を地域全体で支えることが必要です。元気な高齢者によるボランティアやNPO活動、また、支援が必要な方への日常生活支援活動の取り組み、世代間交流や福祉教育の充実等を通して、福祉意識の向上を図ります。

▼各種事業

① 民生委員・児童委員の活動支援 <福祉総務課>

民生委員・児童委員は、地域住民の日常生活における様々な相談に応じ、必要に応じて適切な専門機関等につなぐ、あるいは支援が必要な方に対して見守り活動を行うなど、地域福祉推進の中心的な役割を担っています。

民生委員・児童委員が地域で円滑に活動できるよう支援します。

具体的な取り組み

民生委員・児童委員が円滑に活動できるよう、活動に役立つ情報を提供していきます。また、委員の資質の向上を図るため、各地区の定例会や市全体で研修会を実施するとともに、埼玉県主催の研修会への参加を促進するなど、充実した見守りや相談援助活動が行えるよう、引き続き支援していきます。

民生委員・児童委員について、多くの市民の方に知ってもらえるよう広報紙等を通じて周知を図ります。

■数値目標

指 標	現状（令和元年度）	令和5年度目標
民生委員・児童委員1人当たりの活動日数	121.7日（年間）	120日（年間）

② ボランティア活動の支援 <社会福祉協議会>

社会福祉協議会のボランティアセンターでは、市民参加活動を支援することにより、ボランティア活動のネットワークを進めるとともに、身近な所でボランティア活動ができるよう、活動に関する情報提供や各種ボランティア講座等を実施します。

具体的な取り組み

ボランティア活動が円滑に進められるよう、ボランティアコーディネーターの資質向上を図ります。また、身近な所でボランティア活動に参加できるよう、活動に関する相談やホームページ等を活用し、時宜に応じた情報提供、各種ボランティア講座等を開催します。

③ 福祉推進員の育成・活動支援 <社会福祉協議会>

ふれあいサロン活動をはじめとした市民参加型の小地域福祉活動を活性化し、地域の実情に応じたきめ細かいサービスを構築するため、福祉推進員を養成し、活動を支援します。

具体的な取り組み

地域に根差した地域福祉活動の展開が図れるよう、スキルアップ講座やブロック別会議等を実施し、資質向上に努めます。

■数値目標

指 標	現状（令和元年度）	令和5年度目標
福祉推進員登録者数	670 人	740 人

④ 介護支援ボランティア制度 <地域共生推進課>

高齢者が介護保険施設等でボランティア活動を行い、活動実績に応じてポイントを付与し、貯めたポイントを転換交付金として換金（年間で最大 5,000 円）できる仕組みです。この活動を通して、高齢者の社会参加を促進し、健康増進や介護予防を図ります。

具体的な取り組み

広報紙やホームページへの掲載のほか、高齢者の集まる場やイベント等でチラシを配布し、制度の周知を図ります。

また、ボランティア活動者と受け入れ施設の双方のニーズに合った活動ができるよう、定期的にアンケートを実施し、ボランティアの活動項目や活動場所のさらなる確保など、制度の充実を図ります。

■数値目標

指 標	現状（令和元年度）	令和5年度目標
介護支援ボランティア登録者数	262 人（累計）	300 人（累計）

⑤ 高齢者の居場所づくり事業 <地域共生推進課>

高齢者が気軽に訪れ、交流することができる場所として、空き店舗を利用した「ふらっと」がもう、「ふらっと」おおぶくろにおいて、居場所スペースを提供するとともに、健康講座や歌声サロンなど、各種講座やイベントを定期的を実施します。

具体的な取り組み

来場者へのアンケート等を実施し、適宜、講座やイベント内容の見直しを行い、来場者数の増加を図ります。

また、増加する認知症高齢者やその家族の居場所としての機能も果たせるよう、定期的なオレンジカフェの開催や、認知症サポーター養成講座など、認知症施策を推進する場としても活用していきます。

■数値目標

指 標	現状（令和元年度）	令和5年度目標
「ふらっと」来場者数（延べ人数）	24,480 人（年間）	30,000 人（年間）

⑥ ふれあいサロン事業 <社会福祉協議会>

一人暮らしや家に閉じこもりがちな高齢者等が地域の中でいきいきと暮らすことができるように、参加者同士の交流や情報交換の場、気軽に立ち寄れる居場所として機能するふれあいサロンを推進します。

具体的な取り組み

ふれあいサロンが地域の中で、不安を抱える方のニーズを掘り起こし、早期に関係機関等につなげ、孤立を防止し安心して暮らせる地域づくりを目的として、福祉推進員が中心となり運営できるよう、研修会や会議等を実施し、活動を支援します。

■数値目標

指 標	現状（令和元年度）	令和5年度目標
ふれあいサロン設置数	119 力所（累計）	137 力所（累計）

⑦ 地域包括支援ネットワークの推進 <地域包括ケア課>

地域の見守り活動を通じて、支援を必要とする高齢者の早期発見・早期対応を図り、保健・医療・福祉サービスをはじめとする適切な支援へつなぐため、地域包括支援センターを中心として、地域の関係機関・団体等と「地域包括支援ネットワーク」を強化し、高齢者への支援体制をより強化します。

具体的な取り組み

市内13地区ごとに、地域包括支援ネットワーク会議を開催し、地域の関係機関・団体等と課題の共有、検討等を行う中で、顔の見える関係づくりを行います。

また、地域の関係機関・団体等に対する周知を行い、地域包括支援ネットワークへの協力を依頼し、より多くの事業者の参加を促進します。

■数値目標

指 標	現状（令和元年度）	令和5年度目標
地域包括支援ネットワーク協力事業所数	471 力所（累計）	530 力所（累計）

⑧ 生活支援体制の整備 <地域共生推進課>

少子高齢化に伴う介護の担い手不足等から、生活支援サービスの体制整備にあたっては、元気な高齢者をはじめ、住民が担い手として参加する住民主体の活動や多様な主体によるサービスの提供体制を構築するなど、互助を基本とした、高齢者を支える地域の支え合いの体制づくりを推進していきます。

具体的な取り組み

市全域を「第1層」、日常生活圏域レベルを「第2層」として、担当する生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置と協議体（地域支え合い会議）を設置し、地域資源の発掘や、地域に不足するサービスの創出、関係者間のネットワーク体制の構築を行います。

今後も、段階的に第2層協議体の設置を進め、全13地区において住民主体による支え合い活動等の立ち上げを目標に、活動に関する担い手の確保や、拠点づくりの支援を行っていきます。

■数値目標

指 標	現状（令和元年度）	令和5年度目標
日常生活圏域（地区）レベルの協議体設置数	5 地区	13 地区

⑨ 福祉教育・福祉体験活動 <教：指導課 社会福祉協議会>

学校教育において福祉教育・福祉体験活動の推進を図り、地域（自治会、民生委員・児童委員協議会等）において、高齢者疑似体験や車椅子体験等を実施し、福祉教育の推進を図ります。また、福祉体験活動を支援するとともに、青少年ボランティアスクール、ジュニアボランティアスクール事業等の充実を図ります。

具体的な取り組み

指導課では総合的な学習の時間等において、高齢者疑似体験・車椅子体験等の体験活動の充実を図り、体験を通して理解を深め、児童生徒の豊かな心や他者を思いやる心を育みます。

社会福祉協議会では福祉体験学習を実施する学校に対し、福祉体験プログラムを提案する教職員を対象に福祉体験学習説明会を実施します。

⑩ 消費生活講座の開催 <くらし安心課>

一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯の増加や情報技術の急速な進歩など消費者を取り巻く社会環境が大きく変化する中、「オレオレ詐欺」などの特殊詐欺や悪質商法の手口も、日々巧妙かつ悪質化しており、その被害の大部分を高齢者が占めています。市では、出張講座、消費生活講座などを通じ、啓発と注意喚起に努めています。

具体的な取り組み

自治会や民生委員・児童委員、地域包括支援センター職員などを対象に、消費生活相談員等による出張講座や弁護士等による消費生活講座などを開催し、引き続き、高齢者等が被害に遭わないための啓発を行っていきます。

また、振り込め詐欺被害が発生した場合など、越谷警察署からの依頼に基づき、防災行政無線や越谷 city メールなどを活用した注意喚起を行います。

■数値目標

指 標	現状（令和元年度）	令和5年度目標
消費生活講演会・講座・出張講座参加人数	3,281 人（累計）	9,600 人（累計）

(2) 地域包括支援センターの体制強化と住民主体による介護予防活動の推進

高齢者ができる限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、地域包括支援センターに、専門職（保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等）を配置し、介護に関することや身の回りの心配事など、高齢者やその家族からの各種相談に応じ、支援します。

また、少子高齢化の進行に伴い、医療や介護の需要が増加していくことが見込まれる中、介護の担い手は不足していくことが想定されることから、地域住民同士の支え合い活動を支援します。さらに、高齢者の自立支援・重度化防止等に向けた保険者の取り組みを推進するために国から交付される「保険者機能強化推進交付金」等の評価項目を踏まえ、介護予防事業の充実を図ります。

▼各種事業

① 地域包括支援センター <地域包括ケア課>

高齢者の身近な相談窓口として、その機能が十分に発揮できるよう、地域包括支援センターの体制を強化します。また、地域でお困りの高齢者からの相談が円滑につながるよう、地域包括支援センターの存在を周知します。

具体的な取り組み

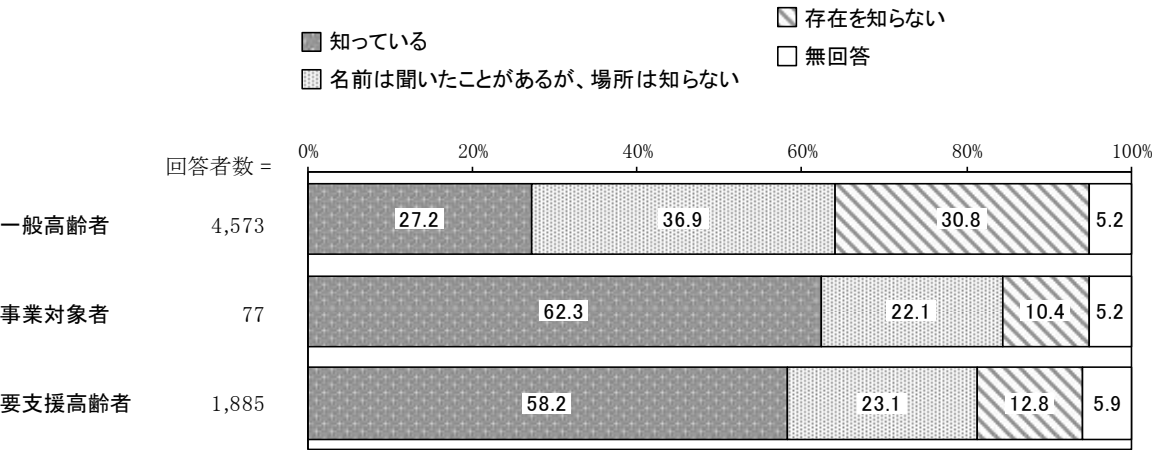
すべての日常生活圏域に地域包括支援センターを設置するとともに、高齢者人口の増加等に応じた職員の増員を行います。

また、広報紙やホームページへの掲載をはじめ、地域の集まり等へ積極的に参加し、地域包括支援センターの役割等を説明します。

アンケートから

アンケート調査（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査）の結果では、一般高齢者で、約3割の方が「地域包括支援センターの存在を知らない」と回答しています。

【地域包括支援センターの場所を知っていますか】



■数値目標

指 標	現状（令和元年度）	令和5年度目標
地域包括支援センター設置数	11 力所	13 力所
地域包括支援センターを知っている人の割合	64.1%	80.0%

② 地域住民が主体的に取り組む介護予防活動の推進 <地域包括ケア課>

高齢者がいつまでも地域で元気に過ごせるよう、心身の機能を向上させて要介護状態にならないよう予防することに加え、地域におけるつながりや、支え合いづくりを促進するため、地域住民が主体的に取り組む介護予防活動を推進します。

具体的な取り組み

介護予防リーダー養成講座を実施し、地域において介護予防体操等を行う「通いの場」の立ち上げを支援するとともに、立ち上がった団体に対しては、リハビリテーション専門職による出張講座やブラッシュアップ講座を実施し、その活動が継続できるよう、支援します。

また、地域住民が気軽に参加できるよう、活動団体数を増やすため、地域の自治会やサロンなどに活動内容の案内を行うとともに、現在活動中の団体情報のマップ化を行い、地域住民の参加を促します。

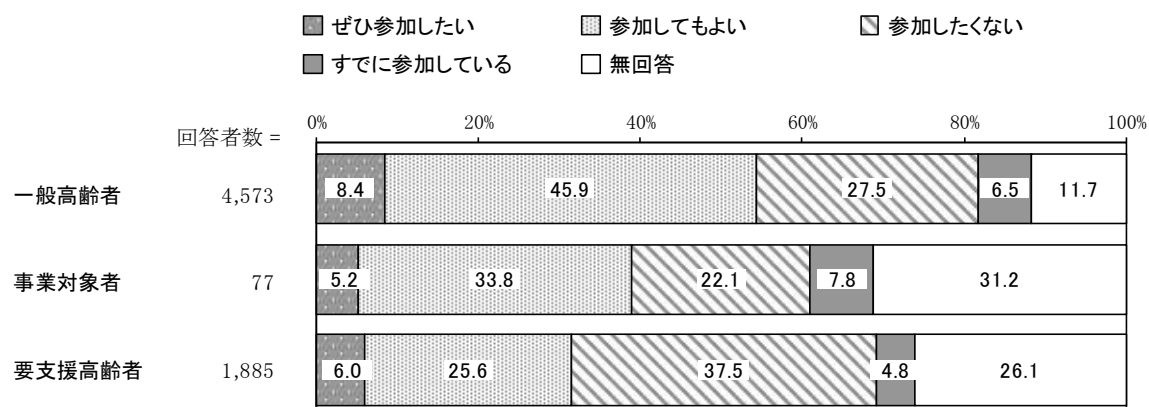
アンケートから

アンケート調査（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査）で、「地域住民の有志によって、健康づくり活動や趣味等のグループ活動を行って、いきいきとした地域づくりを進めるとしたら、参加してみたいと思いますか」と質問したところ、参加者として「ぜひ参加したい」「参加してもよい」と回答があった割合は、平成 28 年度時の調査結果と比べて、減少しています。

なお、企画・運営側としての参加についての質問の回答も、同様の傾向がみられました。

【健康づくりや趣味のグループに参加してみたいですか】

※質問の回答項目が異なるため、参考値



■数値目標

指 標	現状（令和元年度）	令和5年度目標
介護予防に取り組む自主グループ数	30 団体	50 団体

③ 介護予防・生活支援サービス事業（多様な担い手による日常生活支援の充実）＜地域共生推進課・地域包括ケア課＞

要支援高齢者等に、多様な担い手による介護予防・生活支援サービス（多様なサービス）として、基準緩和型サービス、住民主体サービス、短期集中型サービスを提供します。基準緩和型サービス、住民主体サービスの展開においては、地域住民をはじめとした支え合いの体制づくりを推進します。

具体的な取り組み

高齢者の多様な生活支援ニーズに対応するため、関連事業（介護予防リーダー養成講座、ふれあいサロン代表者会議など）と連携し、支え合い活動や通いの場の周知を行います。また、担い手養成講座の開催等により、地域住民の地域活動に対する意識醸成を図るとともに、多様なサービスの確保に努めます。

■数値目標

指 標	現状（令和元年度）	令和5年度目標
住民主体サービス実施団体数	9 団体	25 団体

(3) 地域ケア会議の推進

地域ケア会議は、高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備を同時に進めていく、地域共生社会の根幹となる地域包括ケアシステムの実現に向けた手法です。当会議の実施をとおし、医療・介護等の多職種の協働により、地域に共通した課題を明確にするとともに、その解決に向けた検討を重ね、必要な資源開発や地域づくり等の政策形成につなげます。

▼各種事業

① 市レベルの地域ケア会議 <地域共生推進課>

医療関係者、介護関係者、学識関係者で構成された「越谷市地域包括ケア推進協議会」（市長の附属機関）を市レベルの地域ケア会議として定期的を開催し、個別レベルや地区レベルの会議では解決困難な課題や対応策等について、関係者間で検討を重ねます。

② 地区レベルの地域ケア会議 <地域包括ケア課>

地域の関係機関や関係団体、事業者等が参加し、個別レベルで見いだした地域課題を情報共有するとともに、地域で出来ることなどを検討する「地域包括支援ネットワーク会議」を、地区レベルの地域ケア会議として開催します。

具体的な取り組み

地域の関係機関、団体等と良好な関係を築きながら、共に地域課題を把握・共有・検討し、地域における取り組みを支援します。

また、様々な視点から地域課題を検討できるよう、ネットワーク協力事業所への積極的な案内を進め、参加者数の増加を図ります。

③ 個別レベルの地域ケア会議 <地域包括ケア課>

多職種の専門職等が参加し、高齢者個人の問題の解決方法を検討するとともに、その中で明らかになった地域課題を把握し、解決していくことを目的に、個別レベルの地域ケア会議を実施します。

具体的な取り組み

対応が難しい高齢者を対象に、「支援困難型ケース検討会議」を実施し、個別具体的な支援方法を検討します。また、介護度の比較的軽度な高齢者を対象に、「自立支援型ケース検討会議」を実施し、高齢者本人が希望する生活を実現できるよう、支援方法を検討することで自立促進を図ります。

(4) 生活支援の推進

支援を要する高齢者が在宅で安心して暮らせるよう、高齢者のニーズや社会情勢を注視しながら、介護保険サービス以外にも、日常生活に対する支援や、安否確認等の取り組みを推進していきます。

▼各種事業

① 訪問理美容サービス事業 <地域包括ケア課 障害福祉課>

理容所や美容所に出向くことが困難な在宅の要介護高齢者等に対して、理容師や美容師が自宅を訪問するための費用を市が負担することで、理美容サービスの利用促進を図ります。

具体的な取り組み

理美容サービスを必要とする人が漏れなく利用できるよう、要介護3以上の認定を受けた高齢者へチラシを送付し案内するとともに、地域包括支援センターや地域のケアマネジャーへの周知を進めます。

■数値目標

指 標	現状（令和元年度）	令和5年度目標
訪問理美容サービス実利用者数	44 人（年間）	60 人（年間）

② ふれあい収集 <資源循環推進課>

介護が必要な状況であるなど、日常生活で発生するごみ及び資源物をごみステーションへ持ち出すことが困難な市民を対象に、戸別に訪問収集と安否確認のための声掛けを行います。

具体的な取り組み

高齢化の進行に伴い、高齢者のごみ出しの課題に対して、収集条件の緩和などの検討を行いながら、事業を継続実施するとともに、対象件数の増加に対応する収集人員の確保や、専任職員の配置、収集日・収集時間の増設等の対応について検討します。

■数値目標

指 標	現状（令和元年度）	令和5年度目標
ふれあい収集 実施世帯数	472 世帯	590 世帯

③ 緊急通報システム <地域包括ケア課>

心臓疾患など、発作症状を伴う疾患がある一人暮らしの高齢者、または高齢者のみの世帯を対象に、民間のコールセンターにつながる緊急通報装置を貸与することで、高齢者の緊急時における安全の確保と不安の解消を図ります。

具体的な取り組み

緊急通報システムを必要とする人が利用できるよう、広報紙やホームページへの掲載はもとより、地域包括支援センターや地域のケアマネジャーを通した周知を進めます。

④ 救急医療情報キットの配布(一人暮らしの高齢者等の安心生活支援事業)〈福祉総務課〉

一人暮らし高齢者や日中独居高齢者等を対象として、透明なプラスチック製の筒状の容器の中に、あらかじめ既往症や救急時に必要な情報等を入れて自宅に保管しておく救急医療情報キットについて、民生委員の個別訪問をはじめ、市窓口、老人福祉センター、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、シルバー人材センター、まちかど介護相談薬局で配布し、有事の際に救急隊や病院などの迅速な救急救命活動につなげます。

具体的な取り組み

支援が必要な方に救急医療情報キットをより多く配布できるよう、さらなる周知に努めます。

また、既に配布済みの救急医療情報キットの利用者情報が更新されるよう、周知を図ります。

■数値目標

指 標	現状（令和元年度）	令和5年度目標
救急医療情報キット 配布世帯数	15,934 世帯（累計）	17,100 世帯（累計）

⑤ 紙おむつ等配付事業（その他在宅サービス） <社会福祉協議会>

在宅で常時おむつを使用する方に対して紙おむつ等を配付することにより、本人及び家族の経済的・精神的負担を軽減し、日常生活の自立を助けます。

具体的な取り組み

今後も、本人の在宅での自立支援と家族介護者の負担を軽減するため、事業対象者の推移を注視して検討を行いながら継続していきます。

⑥ セーフティネット住宅の登録推進 <建築住宅課>

高齢者等、住宅の確保に配慮が必要な方の増加が今後も続く見込みであることを踏まえ、市では、市内の賃貸住宅に対し、「住宅要配慮者の入居を拒まない住宅」として、市に登録できる制度（セーフティネット住宅登録制度）を、平成 29 年（2017 年）度より開始しました。市は登録された住宅を、広報紙や市ホームページで広く情報提供するとともに、住宅の貸主・事業者等に対し、新規登録の働きかけを行います。

具体的な取り組み

セーフティネット住宅の登録戸数の増加を図ります。

(5) 災害・感染症等対策の整備

近年では、毎年のように全国各地で自然災害が頻発し、甚大な被害が発生しています。本市においても、令和元年の台風19号によって広範囲に渡る浸水被害が発生するなど例外ではありません。

一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯など、災害時に特に支援を要する高齢者に対する平常時からの支援の仕組みをさらに強化し、安心して避難生活を送ることができるよう、防災体制の整備、促進が求められています。

また、令和2年に発生した新型コロナウイルス感染症の拡大においては、高齢者施設だけでなく、病院や企業など様々な分野で、これまで経験したことのない対応を迫られ、大きな混乱となりました。災害発生時の被害を最小限にとどめるために、平常時からの災害に備えた対策と感染等を予防する体制の整備が求められます。

▼各種事業

① 災害時要援護者避難制度の実施 <危機管理室 福祉総務課 障害福祉課 地域包括ケア課 子ども福祉課>

災害時に自ら避難することが困難で、避難支援が必要な方に対し、支援者を設定し、可能な範囲内で避難支援や安否確認等を行う「共助」の制度です。

避難支援を必要とする方から市へ登録申請をしていただき、市関係各課、消防署、警察署、越谷市社会福祉協議会、地域包括支援センターのほか、制度に賛同していただいた自治会・自主防災組織、民生委員・児童委員などに情報提供することにより、地域の関係者と一体となって支援体制を確立します。

具体的な取り組み

災害時に迅速な支援を行うためには、関係各課及び関係機関との連携並びに自治会や民生委員・児童委員をはじめとする地域での連携が重要です。広報紙やホームページをはじめ、防災に関する出張講座、防災訓練などにおいて積極的に制度の周知啓発に努めます。

また、支援者である自治会に賛同いただけるよう未賛同自治会に対し、制度への理解と協力を得られるよう、周知啓発に努めます。

■数値目標

指 標	現状（令和元年度）	令和5年度目標
自治会賛同率	50.7%	52.7%

② 福祉避難所となる施設との連携強化 <危機管理室 障害福祉課 介護保険課 福祉総務課>

福祉避難所は、避難生活が長期化した場合、一般の避難所での生活が困難であり、特別な配慮を必要とする方を対象にした二次的な避難所です。

災害時に特別な配慮を必要とする高齢者や障がい者等が安心して避難生活を送ることができるよう、福祉避難所に指定されている社会福祉施設との連携強化を図ります。

具体的な取り組み

災害発生時に福祉避難所の開設をスムーズに行うことができるよう、日頃から関係各課間での災害に関する情報共有を図るほか、福祉避難所開設訓練の実施などを通して、指定されている社会福祉施設との連携を強化していきます。

■数値目標

指 標	現状（令和元年度）	令和5年度目標
福祉避難所開設訓練回数	0回（年間）	1回以上（年間）

③ 高齢者施設における災害・感染症対策等の推進 <介護保険課 危機管理室 地域医療課>

特別養護老人ホームや老人保健施設などの高齢者施設には、疾病や加齢に伴う身体機能の低下により感染症に対する抵抗力が弱まっている高齢者や認知機能が低下し感染対策が難しい高齢者も生活しています。

このような前提のもと、集団生活における災害時の被害を最小限にするために、平常時からの災害に備えた対策と感染等を予防する体制の整備を図ります。

具体的な取り組み

介護施設等における「避難確保計画」の策定と、それに基づく避難訓練の実施を促進するための周知活動を実施します。

厚生労働省公表の「高齢者介護施設における感染対策マニュアル」に基づき、感染対策の知識や管理体制の在り方、感染症発生時の対応等について指導・周知を行うほか、新型コロナウイルス感染症への対応の経験を生かし、越谷市介護保険サービス事業者連絡協議会や越谷市医師会等関係機関との連携、協力により、災害等に強い施設づくりを進めます。

また、災害発生時に介護施設等において不足が予想されるマスクや消毒液等の衛生用品などについて、災害時に備えた備蓄に努めます。

④ 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の長寿命化（修繕）支援 <介護保険課>

介護保険制度発足から 21 年が経過し、開設から 10 年以上経過した施設も増えていきます。老朽化により大規模な修繕が必要とされる施設に対し、補助金を交付して施設の長寿命化と施設サービスの維持継続を支援します。

具体的な取り組み

老朽化した施設の維持継続と長寿命化を図るため、大規模な修繕を必要とする施設に対し、大規模修繕に要する経費の一部を、計画的に助成していきます。

■数値目標

指 標	現状（令和元年度）	令和 5 年度目標
補助金交付施設数（修繕実施数）	0 施設	1 施設

主要施策3 介護サービスや住まいなどの基盤整備

介護保険制度の創設以来、要支援・要介護認定者数は年々増加しており、高齢者のニーズも多様化・複雑化しています。高齢者が住み慣れた地域でいきいきと安心して暮らすためには、適切な支援を提供する必要がある、介護サービスや住まいの量的な確保だけでなく、質的な確保も求められています。

(1) 介護保険に関する周知啓発

介護を必要とする高齢者が、希望する介護保険サービスを利用して、可能な限り在宅で自立した日常生活を継続するためには、高齢者とその家族等が制度の内容や利用できるサービス、必要な費用等を理解し、サービスを適切に選択できることが大切です。広報紙やホームページ等の情報媒体を活用するほか、制度説明会等を開催して高齢者等の理解を深めるようにします。

▼各種事業

① 広報媒体等を活用した積極的なPR <介護保険課>

広報紙やホームページ等の情報媒体を積極的に活用して介護保険制度の周知を図るとともに、介護保険パンフレットを配布し、分かりやすい情報提供に努めます。

具体的な取り組み

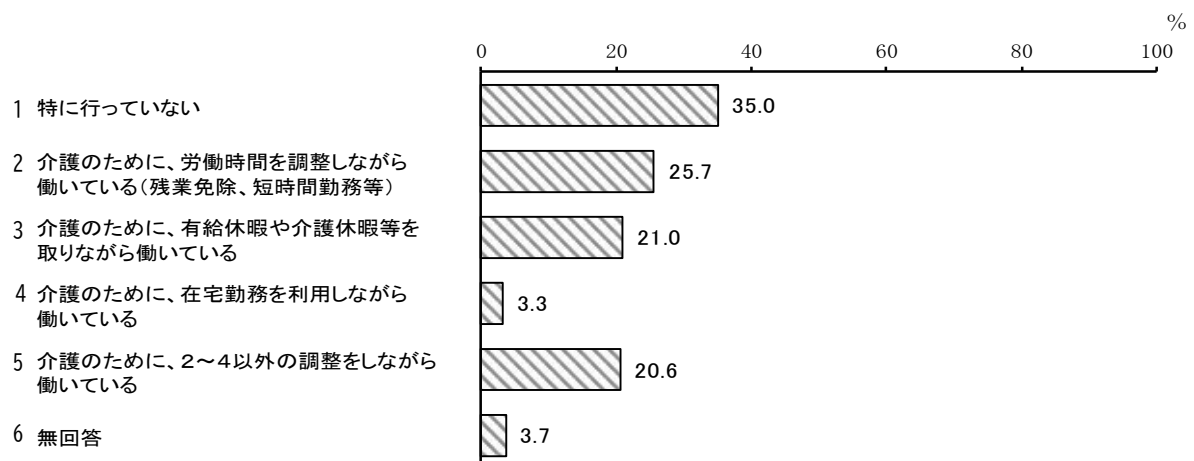
高齢者にも見やすく、わかりやすいパンフレットの作成に努め、市民の手に届きやすい場所への配架を行います。

また、介護離職防止のためにも、介護が必要となる前の若年層や、ダブルケアに悩んでいる世代等へ、仕事と介護の両立に関する情報の提供や、子育てとのダブルケアに関する情報の提供に努めます。

アンケートから

アンケートでは、介護のために働き方に何らかの工夫をしている人が6割以上を占めます。利用者である高齢者やその家族等が、制度の内容や利用できるサービス、必要な費用等の情報が適切に入手でき、主体的にサービスを選択できる支援が必要です。

【フルタイムまたはパートタイムで働いている方のうち、介護をするにあたって働き方の調整をしていますか】



② 出張講座等による介護保険制度の積極的な周知 <介護保険課>

各種団体や企業等を対象に、出張講座の要請に応じるほか、一般の市民やサービス利用者及びその家族や介護者等に対し、説明会や講習会等を通じ、介護保険制度の周知に努めます。

具体的な取り組み

企業や団体等からの、講師派遣等の要請に積極的に応じ、介護保険制度の周知と介護に対する理解の促進に努めます。

③ 越谷市まちかど介護相談薬局の指定推進 <介護保険課>

市内の指定薬局において、高齢者から介護保険に関する相談を受けたり、在宅介護サービスに関する情報を提供することにより、保健・医療・福祉サービスの適切な利用を促進します。

具体的な取り組み

指定薬局を対象として定期的な講習会を実施する等により、相談職員に対し介護保険制度への理解を深めます。

また、まちかど相談の指定薬局であることがわかるよう、ステッカーを配付し、市民への周知を促進します。

(2) 要介護認定の推進

介護保険サービスの利用にあたっては、要介護認定を受けることが必要です。要介護認定は、全国一律の基準に基づき公平・公正に行われます。適正な要介護認定を実施する観点から、調査員に対する研修を実施するとともに、認定審査会委員研修を定期的に行います。

▼各種事業

① 認定調査員研修の充実 <介護保険課>

公平・公正な認定調査となるよう、認定調査員の調査技術向上のため、定期的に研修会を実施します。特に新任調査員が所属する事業所に対しては、積極的な研修参加を促し、調査技術の向上に取り組んでいます。

また、埼玉県が主催する研修会について周知し、調査員の参加を促します。

具体的な取り組み

定期的に認定調査員を対象とした研修、委託先事業所の新任調査員等を対象とした研修会を継続して開催します。また、随時助言を実施し、調査技術向上に取り組んでいきます。

■数値目標

指 標	現状（令和元年度）	令和5年度目標
認定調査員研修会開催数	1回（年間）	2回（年間）

② 認定審査会委員研修の充実 <介護保険課>

認定審査会委員を対象に定期的に認定審査会委員研修を開催し、審査会委員共通の理解を図るとともに、埼玉県主催の研修会への出席を促し、公平・公正な要介護認定を推進します。

具体的な取り組み

新たに認定審査会委員となる方を対象に事前研修を実施し、適正な審査体制を維持して公平・公正な要介護認定に努めます。

③ 認定審査体制の充実 <介護保険課>

要介護認定は、認定調査による一次判定、認定審査会による二次判定を経て行われます。認定審査会は、医師や歯科医師・薬剤師、看護師や保健師・歯科衛生士、介護福祉士や社会福祉士・介護支援専門員等の保健・医療・福祉等に関する専門家によって構成しており、高齢化の進行に伴い、要介護認定の申請が増えるなか、公平・公正かつ迅速な認定審査に努めています。

具体的な取り組み

高齢化の進行に伴う、要介護認定の申請増に対応するため、関係団体の協力のもとに合議体の増編や審査会委員の確保に努め、適正な審査体制を維持します。

■数値目標

指 標	現状（令和元年度）	令和5年度目標
認定審査会の開催数	7回／週	8回／週

(3) 介護サービスの基盤整備

介護保険法に基づく各種サービスについて、計画期間中の利用見込量を推計したうえで、それぞれの適切なサービスを提供できる体制の確保を図ります。特に、特別養護老人ホームや認知症高齢者グループホーム等については、公募による事業者選定を行うことで、質の高いサービスの提供を促進します。

▼各種事業

① 居宅サービス・居宅介護予防サービスの充実 <介護保険課>

居宅サービスでは訪問介護や通所介護、短期入所生活介護など、要介護1から要介護5に認定された高齢者が利用できるサービスを提供します。

また、居宅介護予防サービスでは、介護予防訪問入浴介護や介護予防訪問看護など、要支援1、2に認定された高齢者が利用できるサービスを提供します。

具体的な取り組み

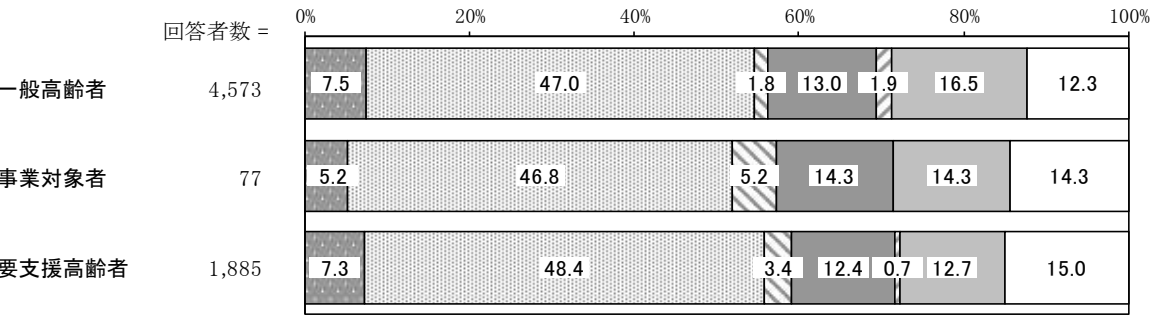
介護保険サービスを利用しながら、自宅（在宅）での生活を望んでいる高齢者のニーズや高齢者を介護する家族等のニーズを踏まえ、適切なサービスが提供されるよう、今後も居宅サービス及び居宅介護予防サービスの確保に努めます。

アンケートから

一般高齢者、事業対象者、要支援高齢者のいずれも、5割以上の人介護が必要になっても自宅で生活したいと望んでいます。

【もし、あなた自身に介護が必要となった場合は、どのように生活したいとお考えですか】

- 主に家族等に介護してもらい、自宅（在宅）で生活する（介護保険サービスは使わない）
- 介護保険サービスを利用しながら、自宅（在宅）で生活する
- 特別養護老人ホームなどの福祉施設や、高齢者向けの住宅で生活する（既に施設へ申し込みをしている）
- 特別養護老人ホームなどの福祉施設や、高齢者向けの住宅で生活する（まだ施設へ申し込みはしていない）
- その他
- わからない
- 無回答



② 地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービスの充実 <介護保険課>

介護を要する高齢者等が住み慣れた地域で生活できるよう、本市に居住する高齢者等を利用対象とした、地域の特性に応じた認知症対応型共同生活介護（いわゆる認知症高齢者グループホーム）や小規模多機能型居宅介護などのサービスを充実します。

具体的な取り組み

地域に密着した質の高いサービスが提供されるよう、計画的な整備と公募による事業者選定を行っていきます。

■数値目標

指 標	現状（令和元年度）	令和5年度目標
（介護予防）認知症対応型共同生活介護	21 施設（357 床）	24 施設（411 床）
（介護予防）小規模多機能型居宅介護	8 施設	10 施設
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	2 施設	4 施設
看護小規模多機能型居宅介護	0 施設	2 施設
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	5 施設（118 床）	5 施設（118 床）

③ 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の充実 <介護保険課>

在宅での生活が困難な、原則要介護3以上に認定された高齢者に対し、入所により食事や入浴、排せつなどの日常生活のお世話やリハビリサービスを提供する特別養護老人ホームの整備を支援し、待機者の解消に努めます。

具体的な取り組み

利用ニーズを把握し、待機者の解消とあわせ質の高いサービスを確保するため、公募による事業者選定により、計画的に整備を進めます。

■数値目標

指 標	現状（令和元年度）	令和5年度目標
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	12 施設（1,069 床）	15 施設（1,387 床）

④ 介護老人保健施設の充実 <介護保険課>

病院から在宅復帰への中間施設とされていた老人保健施設ですが、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律により、在宅療養支援のための施設として位置づけが明確化されました。医療やリハビリを必要とする要介護1から要介護5に認定された高齢者に対し、入所により、機能の維持改善といった在宅復帰に向けたリハビリサービスを提供する介護老人保健施設の整備を促進します。

具体的な取り組み

公募による事業者選定を行うことで、より質の高いサービスを確保し、高齢者の在宅復帰を支援します。

■数値目標

指 標	現状（令和元年度）	令和5年度目標
介護老人保健施設	6 施設（699 床）	7 施設（799 床）

⑤ 軽費老人ホーム（ケアハウス）の運営支援 <地域共生推進課>

軽費老人ホームは、60 歳以上（夫婦の場合、どちらか一方が 60 歳以上の方）で、家庭環境、住宅事情等の理由により居宅において生活することが困難な人を低額な料金で入所させ、食事の提供、その他日常生活に必要な便宜を提供しています。

具体的な取り組み

軽費老人ホーム入所者の経済的負担を軽減するため、施設利用料のうちサービスの提供に要する費用について収入に応じた減免を行い、その減免額を補助金として施設に交付します。

■数値目標

指 標	現状（令和元年度）	令和5年度目標
軽費老人ホーム	2 施設（105 床）	2 施設（105 床）

⑥ 養護老人ホーム <地域包括ケア課>

養護老人ホームは、65 歳以上の人で、入院や医療を必要とする状態ではなく、家族や住居の状況、経済的な理由により、居宅で生活することが困難な方を入所対象とした老人福祉法による措置施設です。

具体的な取り組み

対象者及び各関係機関等から入所相談があった場合には、早急に対象者の心身状態や生活環境等を調査し、適宜、老人福祉法に基づく入所措置を実施します。

■数値目標

指 標	現状（令和元年度）	令和5年度目標
養護老人ホーム	1 施設（49 床）	1 施設（49 床）

⑦ 特定施設入居者生活介護の充実 <介護保険課>

有料老人ホーム、軽費老人ホーム（ケアハウス）、養護老人ホームにおいて、生活の中で必要となる食事や入浴、排せつといった介護サービスを、一定の料金負担で受けることができる、特定施設の充実に努めます。

具体的な取り組み

有料老人ホーム等において、食事、入浴、排せつなどといった日常生活における介護全般、リハビリテーションなどの機能訓練、療養上の世話など、質の高いサービスを確保するため、公募による事業者選定を行い、整備を促進します。

■数値目標

指 標	現状（令和元年度）	令和5年度目標
（介護予防）特定施設入居者生活介護	25 施設（1,511 床）	28 施設（1,718 床）

(4) 居住環境の整備

高齢者が住み慣れた自宅でいきいきとして生活し続けるためには、健康寿命を延ばすことが必要です。転倒による骨折は、寝たきりの原因や介護が必要となる要因となることが往々にしてあり、転倒予防は健康寿命の延伸に大きく関係すると考えます。住み慣れた自宅を改修する際の保険給付や介護サービス付きの住宅の整備など、居住環境の整備を推進します。

▼各種事業

① 住宅改修の推進 <介護保険課>

身体能力の低下により生活に適さなくなった住居について、手すりの取り付けや段差の解消等により住環境を整備し、転倒予防や移動の円滑化など、在宅生活の維持及び安全性の向上を図るものです。介護保険制度に基づき、保険給付します。

具体的な取り組み

要介護・要支援者の在宅生活の維持及び安全性の向上を図るべく、申請に基づき審査の上、保険給付を行います。

要介護・要支援者の住環境や身体状況、生活習慣を理解した上で適切な住宅改修が実施されているかなど、事後アンケートを実施し、効果を検証していきます。また、必要に応じ、市職員による現地確認等を行います。

② 住宅型有料老人ホームの充実 <介護保険課>

高齢者の心身の健康保持のため、食事や生活の援助、緊急時の対応など、日常生活の安定のためのサービスを提供する高齢者向けの住宅型施設を指し、介護が必要な人は、外部サービスも利用できます。自立や介護度の低い方が利用する住宅型有料老人ホームの整備を促進します。

具体的な取り組み

一人暮らしの高齢者をはじめ、利用ニーズを把握し、高齢者の居住の安定確保に関する法律の趣旨を踏まえた高齢者向けの集合住宅としての整備を促進します。

■数値目標

指 標	現状（令和元年度）	令和5年度目標
住宅型有料老人ホームの整備床数	1,434 床	1,550 床

③ サービス付き高齢者向け住宅の充実 <介護保険課 建築住宅課>

高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを実現するための施策の一つとして創設された住宅で、主に、自立（要介護認定なし）した60歳以上の方や、介護度の低い高齢者が入居する賃貸借住宅です。一人暮らしの高齢者や、高齢者のみの世帯の増加を踏まえ、バリアフリー構造等を有し、生活相談員が常駐して介護・医療が連携した、高齢者を支援するサービスを提供する住宅であるサービス付き高齢者向け住宅の整備を促進します。

具体的な取り組み

埼玉県の高齢者居住安定確保計画に基づき登録住宅の審査を行っています。

利用ニーズを把握し、高齢者の居住の安定確保に関する法律の趣旨を踏まえた高齢者向けの集合住宅としての整備を促進します。

■数値目標

指 標	現状（令和元年度）	令和5年度目標
サービス付き高齢者向け住宅の整備戸数	566 戸	713 戸

(5) 保険料・利用料の軽減

介護保険制度は、社会全体で高齢者の介護を支える「相互扶助」の仕組みであるとともに、サービスに要した費用の一定割合を利用者が負担することとしています。しかし、介護サービスが必要な状態であるにもかかわらず、経済的な理由で利用を控え、状態が悪化することがあってはなりません。こうした観点から、安心してサービスを利用できるよう、所得の低い方に対する保険料・利用料の軽減を実施します。

▼各種事業

① 保険料の負担軽減 <介護保険課>

介護保険料の所得段階が市県民税非課税の第2段階のうち、特に収入等の少ない高齢者を対象に、保険料を軽減します。

具体的な取り組み

消費税の改正に伴い非課税世帯の保険料軽減を実施していますが、介護保険法の改正等の状況を把握し、適宜対応するとともに、適正な減免実施が図れるよう、納付相談等において丁寧なヒアリングに努め、引き続き保険料の軽減を実施します。

② 居宅サービス利用者の負担軽減 <介護保険課>

市民税非課税世帯の利用者を対象に、利用の円滑化を図るため、11種類の居宅（介護予防）サービス及び8種類の地域密着型（介護予防）サービス等の利用者負担額を軽減します。

具体的な取り組み

高齢化の進行に伴い、要介護・要支援者数が増加しており、財政負担が課題となっています。

低所得の要介護・要支援者が、費用負担の面から介護サービスの利用を抑制するなど、必要なサービスが受けられないということがないように、かつ、本制度を持続的なものとするために制度を見直しながら、今後も利用者負担の軽減を図っていきます。

③ 施設利用者の食費・居住費の軽減（特定入所者介護サービス費） <介護保険課>

介護保険施設・地域密着型介護老人福祉施設・ショートステイを利用する生活保護受給者や市民税非課税世帯の利用者など、低所得の利用者を対象に食費・居住費（滞在費）の負担額を軽減します。

具体的な取り組み

介護保険制度の改正により、認定要件等の変更が適宜行われるため、その都度、システム改修等、事務の見直しの必要が生じます。制度改正の内容を適宜把握し、引き続き適切に実施していきます。

④ 高額介護サービス費の支給 <介護保険課>

介護サービスを利用する利用者が1か月に支払った自己負担合計額に、所得に応じた月額の上限を設け、上限を超えた分について支給（払い戻し）を行うことで、利用者の負担軽減を図ります。

具体的な取り組み

介護保険制度の改正により、上限額等の変更が適宜行われるため、その都度、システム改修等、事務の見直しの必要が生じます。制度改正の内容を適宜把握し、引き続き適切に実施していきます。

⑤ 高額医療合算介護サービス費の支給 <介護保険課>

同一世帯内の年間（8月から翌年7月）の医療保険と介護保険の自己負担額（保険適用分）の合計額が一定の基準額を超えた場合、医療保険と介護保険の負担割合に応じて払い戻しを行い、利用者の負担軽減を図ります。

具体的な取り組み

介護保険制度の改正により、上限額等の変更が適宜行われるため、その都度、システム改修等、事務の見直しの必要が生じます。制度改正の内容を適宜把握するとともに、国保年金課と情報連携し、引き続き適切に実施していきます。

⑥ グループホーム家賃等助成 <介護保険課>

入居費用の支払いが困難な生活保護受給者を受け入れている認知症対応型共同生活介護事業者に助成を行います。生活保護受給者の受け入れを促進し、適正かつ公平な介護保険サービスの推進を図ります。

具体的な取り組み

施設利用料や生活保護費を適宜把握し、認知症対応型共同生活介護事業者へ助成金を交付します。生活保護受給者の施設への受け入れ促進と生活保護受給者の適正な介護サービスの利用を推進します。

(6) サービスの質的向上のためのシステムの充実

介護保険制度が定着する中で、保険者である市には単に需要を満たす介護サービスの量を確保するだけでなく、良質なサービスが提供される状態を確保することも求められています。

サービスの質的向上は、一義的にはサービスを提供する各事業者が取り組むべきであることから、市は事業者との意見交換等の機会を設けて課題解決を図るとともに、定期的な指導監査や介護給付適正化事業に取り組めます。また、介護サービスの利用者の不安・不満を解消するため、事業所に介護サービス相談員を派遣するなど、相談・苦情解決体制を強化します。

▼各種事業

① 保険者及び事業者等の情報交換の充実 <介護保険課>

市内の事業者が自主的に運営する「越谷市介護保険サービス事業者連絡協議会」の活動の支援を通して、事業者同士の情報交換や、共通する課題の解決を図ります。

具体的な取り組み

サービスごとに浮上した課題・質疑に対し適宜情報提供、回答を行い、円滑なサービス提供を支援します。

また、介護フェスタなどを通じた介護の仕事への理解の促進と普及への取り組みをはじめ、新型コロナウイルス感染症の拡大防止等への対応について、定期的にシミュレーションや防護服の着脱訓練など、連携した事業展開を行っていきます。

② 福祉保健オンブズパーソン制度の周知 <福祉総務課>

福祉保健サービスに関する苦情等を、公平かつ中立な立場の第三者が問題の解決にあたることにより、利用者の権利を擁護し、福祉保健サービスに対する信頼性を高めるとともに、サービス内容の充実を図ります。

具体的な取り組み

毎年度、広報紙及び市ホームページにおいて運用状況の公表を行うなど、より多くの市民にオンブズパーソン制度を知ってもらえるよう周知を図ります。

③ 介護サービス相談員派遣事業の充実 <介護保険課>

介護保険施設等を訪問して、利用者の相談相手となり、施設サービス・居宅サービス利用者がより快適な生活や介護を受けられるよう、利用者、事業者、行政とのパイプ役として活動する介護サービス相談員の活動を充実します。

具体的な取り組み

8人の介護サービス相談員で8施設を月2回程度訪問し、利用者の相談相手となり施設等へ相談内容を伝達してきました。介護サービス相談員数と受け入れ施設数を増やすことで、さらなる介護保険サービス等の質の向上を図っていきます。

■数値目標

指 標	現状（令和元年度）	令和5年度目標
介護サービス相談員受け入れ施設	8 施設	10 施設
介護サービス相談員	8 人	10 人

④ 介護給付費適正化の推進 <介護保険課>

利用者が真に必要とするサービスを事業者がルールに従って適切に提供しているかを確認するため、認定調査の状況やケアプランの点検、介護と医療情報との突合など国の掲げる適正化事業に取り組みます。これらを通して、介護サービスが真に利用者の自立支援に資するものとなるように努めます。

具体的な取り組み

認定調査票の内容を点検する認定調査内容の確認、介護支援専門員が作成した居宅介護サービス計画の内容を点検するケアプランの点検、不適切な住宅改修が行われていないか利用者にアンケートを行う住宅改修事業におけるアンケート調査、利用者ごとに複数月にまたがる介護情報の確認や医療情報との突合を行う縦覧点検・医療情報との突合、利用者に対して介護給付の状況等を通知する介護給付費通知など、介護保険制度の適正な運営のため、引き続き取り組んでいきます。

■数値目標

指 標	現状（令和元年度）	令和5年度目標
認定調査内容の確認	全件	全件
ケアプランの点検	8 事業所	10 事業所
住宅改修事業におけるアンケート調査 （役立っていると回答した人の割合）	94.0%	100.0%
縦覧点検・医療情報との突合	毎月確認	毎月確認
介護給付費通知	年2回通知	年2回通知

⑤ 事務手続きの改善による負担の軽減 <介護保険課>

少子高齢化が進行し、介護分野の人的制約が強まる中、ケアの質を確保するためには、専門職が利用者のケアに集中できるよう、介護現場の業務効率化は急務であり、その一つとして文書作成に係る負担軽減が求められています。こうしたことから、介護分野の文書に係る負担軽減を推進します。

具体的な取り組み

事業者からの指定申請等の文書について、個々の申請様式・添付書類そのものの簡素化や、提出時のルールの見直しによる手続きの簡素化等を図ります。

また、要介護・要支援認定申請や被保険者証の再交付申請等について、内閣府が運営するマイナポータルの「ぴったりサービス」を活用しオンライン申請を可能にすることで、介護サービス利用者の文書手続きの負担軽減を図ります。

⑥ 介護保険施設・サービス事業所への指導監査の充実 <福祉総務課>

法令等に基づく適正な事業運営及び施設運営を図るとともに、各種サービス等の質の確保及び費用請求の適正化を図ることを目的に、各施設等に対して定期的に指導監査を実施します。

具体的な取り組み

集団指導の方法について、分野や人数を制限しての集中的な実施や他市の事例を参考にするなど、効率的・効果的な集団指導の在り方を検討します。

より多くの事業所等の実地指導を行えるよう、実地指導の効率化・標準化等を図るとともに、職員体制の拡充について検討します。また、他自治体等との情報共有や研修等に積極的に取り組み、職員のスキルアップに努めます。

⑦ 介護保険サービス外の施設等への指導監査 <介護保険課 建築住宅課>

住宅型有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅に対し、高齢者の居住の安定確保に関する法律の趣旨を踏まえ、高齢者が良好な住環境で充実した生活を送れるよう、定期的に指導監査等を実施します。

具体的な取り組み

特定施設入居者生活介護の指定を受けていない住宅型有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の指導監査を実施していきます。また、サービス付き高齢者向け住宅に対し、登録1年後及び登録更新（5年ごと）後に実地調査を実施します。

■数値目標

指 標	現状（令和元年度）	令和5年度目標
住宅型有料老人ホーム等への指導監査実施数	0 施設（年間）	2 施設以上（年間）

⑧ 第三者評価の受審促進 <介護保険課>

福祉サービス第三者評価制度は、第三者の評価を受けることで、介護サービス事業者等が自ら運営上の問題点を把握し、サービスの質の向上に結び付けることを目的として実施されるものです。

より多くの介護サービス事業者に受審を促すことで、複雑・多様化する高齢者ニーズに対応できるサービス提供体制の充実に努めます。

具体的な取り組み

サービスの向上や利用者のサービス選択の際の情報を提供する観点から、特別養護老人ホーム等を運営する事業者の第三者評価の受審率の引き上げのため、第三者評価制度について周知を図ります。

主要施策4 介護人材の確保・育成

高齢者人口の増加のほか、生産年齢人口の急減による介護分野の労働力の確保が喫緊の課題となっています。また、多様化・複雑化する高齢者をとりまく課題に対し、サービスや住まいの量的な確保だけでなく、質的な確保も求められています。

(1) 介護従事者等の確保、質の向上

介護保険サービスを支える介護従事者等を確保し、安定したサービス提供を実現するための支援を行います。また、ケアマネジャーや介護従事者等に対する研修の機会を用意し、各従事者のスキルアップを図ります。このほか、介護従事者等が抱える悩みを解消し、能力を十分に発揮できるようにするため、介護従事者等に対する相談の機会を設けます。

▼各種事業

① 介護職の魅力啓発 <介護保険課>

高齢化の進行に伴う介護需要の増加により、介護従事者の確保が課題となっています。今後迎える高齢化と介護需要のピークに備え、越谷市介護保険サービス事業者連絡協議会との連携により、介護職への理解の促進と魅力発信に努めます。

具体的な取り組み

引き続き、介護フェスタ等を通じ越谷市介護保険サービス事業者連絡協議会との協働により介護の仕事の魅力発信など、周知と人材確保に努めます。

また、介護職に対する興味を持つ求職者が増えるよう、チラシ等の作成・配布など新たな取り組みを展開します。

② 介護支援専門員への支援 <介護保険課>

介護保険制度のキーパーソンであるケアマネジャーの資質向上を図るため、主任介護支援専門員の法定外研修を実施し、資格取得、更新等の支援を行っています。また、介護支援専門員に対する研修会などの支援を実施しています。

具体的な取り組み

介護保険法の改正に伴い、居宅支援事業所において主任介護支援専門員の配置が必要となったため、資格更新時に必要な要件の一つである法定外研修を本市が担うことで、研修受講の身体的、時間的負担の軽減を図ります。

■数値目標

指 標	現状（令和元年度）	令和5年度目標
主任介護支援専門員法定外研修受講者数	14人（年間）	20人（年間）

③ 外国人介護人材の養成・育成支援事業 <介護保険課>

介護現場の人材確保について着目されているのが外国人介護人材です。外国人が介護技術を習得し、後進の指導者となることで、今後の介護人材の確保につながるものと考えます。

外国人の介護従事者を養成・育成する事業者に対し、養成研修等への補助金を交付することで、外国人介護人材の養成・育成を支援し、外国人の介護人材の受け入れを促進します。

具体的な取り組み

令和2年度より外国人介護人材の養成・育成のための取り組みを補助事業化しました。外国人介護人材の養成・育成・スキルアップに取り組む事業者を経済的に支援し、外国人介護人材の受け入れを促進します。

■数値目標

指 標	現状（令和元年度）	令和5年度目標
外国人人材の養成・育成事業者数	0 事業所（年間）	2 事業所（年間）

④ 介護従事者などに対するケアシステムの推進 <介護保険課>

介護従事者等の精神的負担の緩和や、各事業所における職場環境の改善等を図るため、埼玉県立大学と共同して相談窓口を設置しています。また、相談しやすい環境づくりとして、職員による相談や越谷市介護保険サービス事業者連絡協議会等と連携し、ピアサポート形式の相談の実施や利用の周知に努めます。さらに、同協議会と連携し、職場環境の改善に向けた啓発活動を行います。

具体的な取り組み

介護の仕事上の悩みなど、埼玉県立大学教授が相談員として相談を受け、アドバイスなどを行う相談窓口に加え、市職員による相談や越谷市介護保険サービス事業者連絡協議会の協力によるピアサポート形式の相談を引き続き実施し、介護従事者を支援していきます。

主要施策5 医療と介護の連携

本市では、令和2年2月に高齢者全体に占める後期高齢者の割合が前期高齢者の割合を上回り、これまでに比べ、介護を要する人の割合の増加が見込まれます。また、後期高齢者では、何らかの病気を抱えている方も多いため、医療と介護の双方を必要とする方も少なくありません。高齢者の尊厳を保ちながら、地域の医療・介護機関が連携し、必要な在宅医療・介護の連携推進が求められています。

(1) 在宅医療の推進

在宅医療やかかりつけ医等の役割や必要性について普及に努めるとともに、安心して在宅で医療を受けられるよう、医療との関連が強い介護保険サービスの充実等を図ります。

▼各種事業

① 在宅医療・かかりつけ医等の普及啓発 <地域医療課>

ホームページ等への記事掲載やシンポジウム等の開催を通し、市民の在宅医療に対する不安を軽減するとともに、日頃から地域の身近な所で気軽に健康相談や病気の相談をすることができる、かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬剤師を持つことの意義を啓発して、意識の定着を図ります。

具体的な取り組み

市民の在宅医療に対する不安を軽減するため、市ホームページに「在宅医療について」を掲載し、毎年、越谷市医師会と共催で市民講座を行います。

かかりつけ医等について、市ホームページや「越谷市の休日診療・救急医療のご案内」のチラシに掲載し、市役所や市内各駅に配置することで、普及啓発に努めます。

また、かかりつけ医等を持つことで、市民の健康保持につながるとともに、要介護認定の申請に必要な主治医意見書の作成依頼も容易になることから、引き続き普及啓発を行います。

② 訪問看護系サービスの充実 <介護保険課>

在宅で生活しつつ、介護・医療の両面のサービスを保持する介護保険サービスには、訪問看護のほかに、介護度の高い方向けに定期巡回・随時対応型訪問介護看護や看護小規模多機能型居宅介護などのサービスがあります。

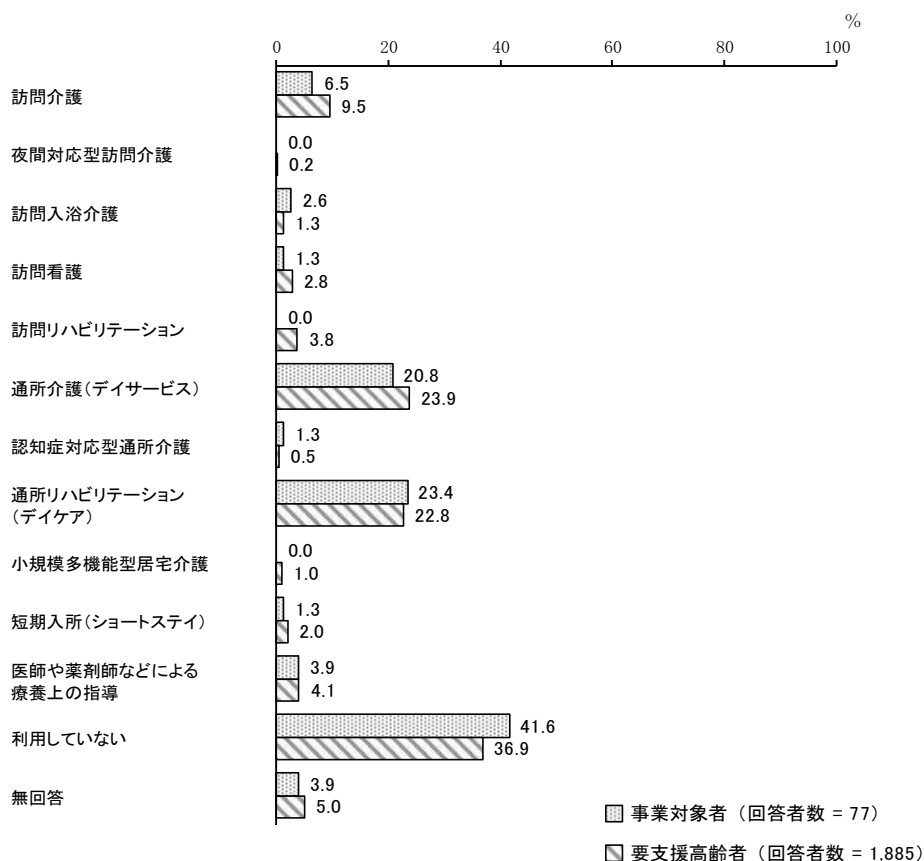
具体的な取り組み

認知度が比較的低い、定期巡回・随時対応型訪問介護看護や看護小規模多機能型居宅介護について、周知を図りつつ、高齢者や家族のニーズを把握し、公募によりサービス提供事業者を募ることで、質の高いサービス基盤の整備に努めます。

アンケートから

定期巡回・随時対応型訪問介護看護や看護小規模多機能型居宅介護については、平成 24 年より創設されたサービスです。今回のアンケートでは、これらの利用の有無に係る回答欄は設けていませんが、看護小規模多機能型居宅介護に比較的類似しているサービスの小規模多機能型居宅介護をはじめ、訪問看護、訪問リハビリテーションの利用は少なく、通所介護、通所リハビリテーションといった、通所系サービスの利用が多いことがわかります。

【介護保険の在宅サービスを利用しているかどうか】



③ 人生会議（ACP：アドバンス・ケア・プランニング）の普及 <地域医療課>

市民を対象とした講演会や、医療・介護関係者を対象とした研修会を開催し、人生会議の考え方を普及させます。

具体的な取り組み

人生の最終段階において、本人の意思をできるだけ反映したサービスを適切に選択できるよう、市ホームページ等を活用した周知啓発や、市民を対象とした講演会、医療・介護関係者を対象とした研修会を開催し、人生会議の考え方の普及に努めます。

■数値目標

指 標	現状（令和元年度）	令和5年度目標
人生会議普及のための講演会及び研修会の開催数	2回（年間）	4回（年間）

(2) 多職種による連携の強化

医療と介護の連携は、在宅介護を支える重要な取り組みです。高齢者が住み慣れた地域で暮らすためには、サービスを利用する高齢者の視点に立って、必要なサービスが切れ目なく、効率的に提供されることが必要です。医師やリハビリ職などの医療関係者と介護支援専門員等の介護関係者が連携して対応する仕組みを強化するとともに、それぞれの専門職の資質の向上を図ります。

▼各種事業

① 医療と介護の連携拠点の機能充実 <地域医療課>

地域包括ケアシステムの一翼を担う拠点として設置されている「越谷市医療と介護の連携窓口」が、医療や介護をはじめとした関係機関からの相談支援や情報共有の支援のほか、医療・介護関係者への研修、地域住民への普及啓発など、医療と介護の連携を推進します。

具体的な取り組み

専門職への相談支援のほか、多職種協働研修会、市民講演会、毎月発行の関係者向け広報の作成など、連携窓口の機能充実により、在宅医療・介護連携の強化を図ります。

■数値目標

指 標	現状（令和元年度）	令和5年度目標
医療と介護の連携窓口の相談件数	295 件（年間）	380 件（年間）

② 専門職の資質の向上と多職種の関係強化 <地域医療課・地域共生推進課・地域包括ケア課・介護保険課>

医療や介護の相談においては、増加する認知症高齢者への対応など、複数の問題を抱える事例や、解決に時間を要する事例が増えており、支援する医療関係者・介護関係者には、より一層の資質の向上が必要になるとともに、さらなる連携の強化が求められています。

具体的な取り組み

地域ケア会議や多職種協働研修、事例検討会の定期的な開催により、医療関係者・介護関係者が双方の専門性や役割・機能を理解するなど専門職の資質の向上を図り、多職種の関係強化に努めていきます。

■数値目標

指 標	現状（令和元年度）	令和5年度目標
多職種協働研修会の回数	10 回（年間）	12 回（年間）

③ 情報共有・提供体制の整備 <地域医療課>

円滑な入退院調整や在宅医療・介護の充実を図るため、病院・診療所と居宅介護支援事業者など、直接かかわり合う専門職同士が容易に情報共有できる仕組みを整備し、運用します。

具体的な取り組み

医療・介護関係者が連携を図るための情報共有システム「MC S（メディカル・ケア・ステーション）」の登録者数の増加を図り、利用を促していきます。

また、円滑な入退院調整を図るため、本市の実情に即した入退院支援ルールを作成・運用に向けて、埼玉県標準例を参考に、アンケートの実施や、医療と介護の関係者が定期的に集まる会議等で意見を伺いながら取り組んでいきます。

④ 救急情報提供書の周知 <地域医療課 救急課 介護保険課>

高齢化の進行に伴い、自宅以外で生活を送る場所として介護施設や高齢者住宅などで、医療・介護を受けながら療養する方が増加しています。介護施設などの高齢者入所施設に、入所中の方を速やかかつ適切に医療機関へ搬送できるよう、救急搬送時の「救急情報提供書」の作成について、ホームページ等で周知を図ります。

具体的な取り組み

高齢者入所施設などから救急搬送の際に必要な対象者の基本情報を事前に記載する救急情報提供書の作成及び保管について施設等へ協力を依頼し、救急搬送の迅速な対応を図ります。

(3) 地域医療構想を踏まえたサービス提供体制

急速な高齢化の進行により、令和7年（2025年）には、「団塊の世代」のすべてが75歳以上の後期高齢者となり、年齢構成など人口構造の変化に伴う、医療・介護需要の増加が見込まれています。

埼玉県地域医療構想では、高齢化の進行のほか、病床機能分化・連携の推進に伴い慢性期の入院患者の一部が在宅医療等（居宅、特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅等）へ移行することにより在宅医療等の需要が大幅に増加することが見込まれています。

本市においても、増大する需要に対応する介護保険サービス提供体制を構築するうえで、目標や見込み量を考えていく必要があります。

▼各種事業

① 在宅療養等の場となる施設整備 <介護保険課>

埼玉県の地域医療構想では、慢性期機能の医療需要を推計する中で、在宅医療等の必要量が増加すると見込んでいます。介護老人保健施設や特別養護老人ホームのほか、有料老人ホームなども在宅医療等の場（療養生活を営む場）と想定されています。

具体的な取り組み

在宅生活が困難になったことで、施設への入所を希望する待機者の解消と併せ、埼玉県の地域医療構想における介護保険施設等の位置づけ、埼玉県高齢者支援計画での整備の考え方との整合性を図りながら、医療と連携した施設整備を進めていきます。

② 在宅支援のためのリハビリ提供体制の充実 <地域包括ケア課 介護保険課 地域医療課>

医療と介護の両方を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で在宅療養し、生活ができる体制を強化するため、平成30年の介護保険報酬の改定に併せ、訪問看護や通所リハビリなどの医療系サービスのケアプランの作成において主治医に対する必要なサービスの確認もケアマネジャーに義務付けられています。在宅復帰、在宅療養支援を推進するために、訪問看護や居宅療養管理指導など、医療と介護が密接にかかわる連携した体制の充実を図ります。

具体的な取り組み

介護予防・日常生活支援総合事業において、リハビリ職の介入により日常生活に必要な筋力等の改善を図る通所型サービスを実施するとともに、在宅医療・介護連携推進事業を通じ、切れ目のない医療と介護の提供体制の構築を図ります。

主要施策6 認知症と共に生きる施策の推進

国の「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）」によると、令和7年（2025年）には、全国で65歳以上の高齢者の5人に1人は認知症になると見込まれています。これからは、地域の理解と協力のもと、認知症の人が尊厳と希望をもって、日常生活を過ごせる社会や、認知症の有無にかかわらず、共に生きていくことができる社会を目指していくことが重要です。

(1) 認知症の早期診断・早期対応への支援

認知症は、病状が進行するにつれて状態が変化し、生活するうえで様々な支障が出てくる病気です。そのため、認知症の人やそれが疑われる人に対しては、早期に適切な医療・介護サービス等が受けられるよう、支援します。

また、認知症の人のみならず、家族等への支援も併せて行います。

▼各種事業

① 認知症に対する支援体制の推進 <地域包括ケア課>

医療や介護サービスを利用していない認知症の人やその疑いのある人に対し、早期診断・早期対応に向けた必要な支援を集中的に行う体制を推進します。

また、認知症の人（若年性認知症の人を含む）の状態に応じて、必要なサービスが適切に提供されるよう、医療機関や介護サービス、地域の関係機関等をつなぐ連携調整を行います。

具体的な取り組み

認知症専門医と各地域包括支援センターの医療・介護の専門職で構成する認知症初期集中支援チームが、必要な医療や介護の導入調整と、家族支援等の初期の支援を集中的に行います。

また、各地域包括支援センターに配置した認知症地域支援推進員が、認知症の人やその家族、地域住民からの相談を受けるとともに、医療・介護の関係機関や地域の関係団体等との連携強化を図ります。

さらに、若年性認知症の人への支援として、埼玉県と連携し、講座の開催や、支援に必要な情報提供を行うとともに、若年性認知症支援コーディネーターと連携し、適切な支援を行います。

② 情報の提供 <地域包括ケア課>

認知症支援ガイドブックを発行し、認知症の症状の紹介をはじめ、そのチェック方法や、利用できるサービス、相談ができる医療機関等の情報を広く周知します。また、越谷市公式ホームページ上に「認知症簡易チェックサイト」を掲載し、市民がパソコンやスマートフォン等を利用して容易に認知症のリスクを確認できるようにすることで、認知症への早期対応につなげます。

具体的な取り組み

認知症の人やその家族が求める情報を把握しながら、認知症支援ガイドブックの内容を適宜見直し、その充実を図ります。

また、体験会の開催等を通じて、認知症簡易チェックサイトのさらなる普及に努め、認知症に対する理解促進を図ります。

(2) 権利擁護事業の充実

認知症の高齢者など、判断能力が十分でない人が地域で安心して生活するためには、権利擁護支援の仕組みが必要です。権利擁護支援が必要な人が、速やかに成年後見制度等必要な制度を利用できるよう取り組むことが重要です。

▼各種事業

① 成年後見事業の充実 <地域包括ケア課 障害福祉課>

成年後見制度が、身近なものとして活用されるよう、制度の周知や利用啓発、個別相談への対応を行います。

地域に住む身近な存在として、利用者と同じ目線できめ細かな支援ができる市民後見人を養成するとともに、継続的な研修や活動支援を行います。

具体的な取り組み

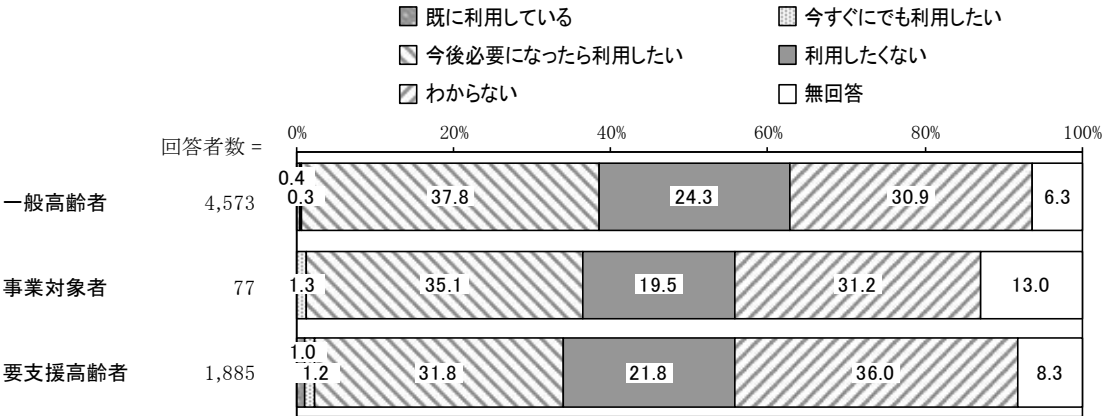
関連機関と連携して権利擁護支援を行うためのネットワークを構築し、中核となる機関を整備します。また、関連機関と地域の課題を検討・調整・解決するため会議（協議会）を開催します。

高齢化の進行等により、制度の利用者の増加が見込まれており、市民後見人養成研修の受講者数を増やすため、研修期間の検討など、参加しやすいものとします。

アンケートから

一般高齢者、事業対象者、要支援高齢者とも成年後見制度を「今後必要になったら利用したい」と回答した人が3割を超えており、今後も市民後見人の養成が求められます。

【成年後見制度を利用したい人の割合】



■数値目標

指 標	現状（令和元年度）	令和5年度目標
市民後見人の新規受任件数	3 件（年間）	4 件（年間）

② 成年後見制度の利用支援事業の推進 <地域包括ケア課 障害福祉課>

成年後見制度の利用が必要な方々に対して、市長が成年後見等の開始等の審判の請求を行い制度につなげています。社会福祉協議会が設置する成年後見センターと連携して成年後見制度の周知を図り、身寄りのない認知症高齢者等の福祉の向上のため成年後見制度の利用に対する支援事業を行います。

具体的な取り組み

各関係機関とのネットワーク構築のさらなる推進を図ります。

今後も、成年後見制度を必要とする方に対して、速やかに制度につなげられるよう継続して事業を行っていきます。

■数値目標

指 標	現状（令和元年度）	令和5年度目標
<地域包括ケア課> 成年後見制度市長申立件数（高齢者）	7 件（年間）	22 件（年間）
<障害福祉課> 成年後見制度市長申立件数	7 件（年間）	11 件（年間）

③ みまもり・あんしん事業 <社会福祉協議会>

親族を頼れない等の理由で将来に不安を抱える一人暮らしの高齢者や高齢者夫婦のみの世帯を対象に、地域で孤立せず、安心して自立した生活が送れるよう、見守りや生活支援、急な入院時の支援、葬儀・埋葬等の支援を行います。

具体的な取り組み

将来の不安を抱える高齢者等の相談に応じ、元気な時から地域とのつながりをつくりながら、安心して地域で生活ができるよう支援します。

また、広く市民に事業が周知されるよう、事業の広報、啓発を行います。

(3) 認知症の人と家族介護者に対する支援の充実

介護サービスの充実に伴い、高齢者を介護する家族の負担は軽減された面がありますが、今も何らかの心理的な負担や孤立感を感じている家族がいます。家族介護者の身体的、精神的、経済的な負担軽減を図るため、家族介護者に対する支援を強化します。

▼各種事業

① 家族介護支援事業の充実 <地域包括ケア課>

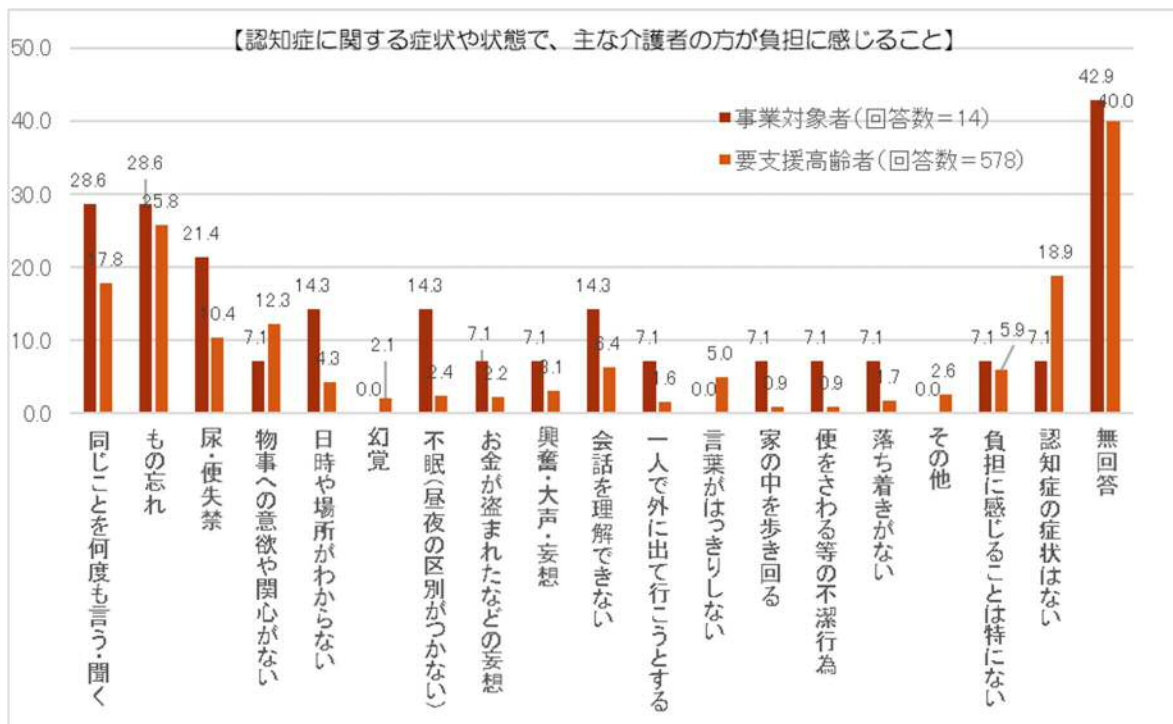
認知症高齢者の生活の安全の確保と介護者の負担軽減を図るため、行方不明になりがちな高齢者への支援を行います。また、家族の介護に携わる人の身体的・精神的な負担軽減を図るため、家族介護者に対する支援を行います。

具体的な取り組み

認知症徘徊高齢者家族支援サービス事業を実施し、GPS機能の付いた端末機を貸与することで、認知症高齢者の現在位置が分からなくなった際に、家族に現在位置を提供し、速やかな保護につなげます。また、家族を介護している人などを対象に、家族介護講演会を開催し、介護するうえでのヒントを提供します。さらに、「介護マーク」の配布を行うとともに、協力店舗・事業所等にポスター等の掲示を依頼し、在宅で高齢者等を介護している介護者が周囲から誤解などを受けることがないように、介護者が安心して介護できる環境づくりを行います。

アンケートから

事業対象者、要支援高齢者とも、家族介護者の負担は「もの忘れ」や「同じことを何度も言う・聞く」の割合が多くなっています。



② 認知症理解のための講座・講演会の実施 <地域包括ケア課>

認知症は誰にでも起こりうる病気です。認知症になっても住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう、認知症についての正しい知識を持ち、認知症の人とその家族の思いや悩みを理解し、支援していく地域づくりに取り組みます。さらに、認知症予防講演会を開催し、認知症予防に向けた正しい知識の普及啓発に取り組みます。

具体的な取り組み

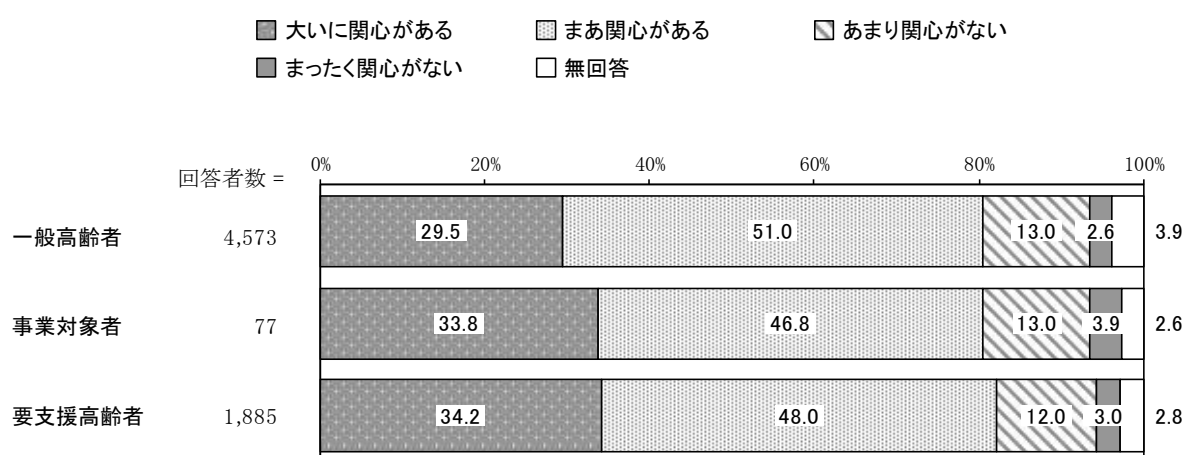
市民の認知症に対する理解促進を図るため、地域包括支援センターのキャラバンメイトを中心に認知症サポーター養成講座を実施します。特に、認知症高齢者と接する機会が多い地域の金融機関や小売事業者等を対象に実施し、認知症の人に優しいまちを目指します。

また、認知症サポータースキルアップ講座（入門編・上級編）を実施し、認知症サポーターが、認知症の人への具体的な対応などの実践方法を学ぶ機会を提供します。さらに、認知症予防講演会を開催し、認知症予防に向けた正しい知識の普及啓発に取り組みます。

アンケートから

認知症への関心についてうかがったところ、一般高齢者、事業対象者、要支援高齢者とも8割を超える方が、「関心がある」と回答しています。

【あなたは、認知症のことについて関心がありますか】



数値目標

指 標	現状（令和元年度）	令和5年度目標
認知症に関心がある人の割合	80.5%	90.0%
認知症サポーター養成数	4,926 人（年間）	5,000 人以上（年間）

③ 認知症サポーター活動の促進 <地域包括ケア課>

令和元年6月、国から「認知症施策推進大綱」が示され、市町村は、認知症の人とその家族の支援ニーズと認知症サポーターを中心とした支援者をつなぐ仕組みである「チームオレンジ」の整備が求められています。

本市においても、認知症サポーターの更なる活躍の場を創出することが重要であると考えことから、できる範囲で手助けを行うという活動の任意性は維持しつつ、「チームオレンジ」の整備を進め、認知症の人とその家族を支える地域支援体制を強化します。

具体的な取り組み

認知症サポータースキルアップ講座上級編受講者の意見を参考にしながら、認知症地域支援推進員やオレンジカフェ運営団体等と連携し、適切な場所への設置を進めます。

また、介護予防・日常生活支援サービス事業の住民主体サービスや、介護支援ボランティア制度との連動も視野に入れたうえで、認知症サポーターの活動を促進します。

④ 生活支援短期宿泊事業の実施 <地域包括ケア課>

要介護認定を受けていない日常生活上の支援を要する高齢者を対象に、介護者の病気や事故・冠婚葬祭等の社会的な理由や休養等の私的理由で自宅での介護が困難となった場合に、一時的に市内の特別養護老人ホーム等で短期宿泊を受け入れます。

具体的な取り組み

介護保険事業との整合性を図りながら、生活支援短期宿泊事業を実施し、対象となる高齢者への支援と介護者の負担軽減を図ります。

⑤ 在宅介護者福祉手当 <地域共生推進課>

在宅介護者に対する支援策として、要介護4または要介護5の方を介護している家族等に対し、在宅介護者福祉手当を支給し、福祉の向上を図っています。

具体的な取り組み

今後も、高齢化の進行とともに在宅介護者の増加が見込まれるため、申請方法を含めた制度の周知を行い、利用を促すとともに、介護保険サービスの利用状況や、入退院の状況も踏まえ、適正な支給に努めていきます。

⑥ オレンジカフェの設置 <地域包括ケア課>

認知症高齢者とその家族に対し、相談や情報提供の機会の充実を図るため、地域住民、専門職等を含めた誰もが参加でき、集う場であるオレンジカフェの設置を広げ、認知症高齢者とその家族を支える地域づくりを推進します。

具体的な取り組み

認知症地域支援推進員によるオレンジカフェの開催支援や、オレンジカフェ運営団体への助成を通して、地域の身近な場所にオレンジカフェを設置していきます。

また、オレンジカフェの取り組みについて市民や医療・介護関係者等に広く周知を図り、さらなる利用促進を図ります。

■数値目標

指 標	現状（令和元年度）	令和5年度目標
オレンジカフェ設置数	6カ所	13カ所